

論文

「沖繩MTL」と同時代沖繩のハンセン病問題

中村 文哉

Bun'ya NAKAMURA

本稿の主題は、沖繩MTLが1930年代後半に為した営みを同時代的状況のもとに照射し、同組織が果たした役割とその意義を考察することにある。一章では、まず、沖繩MTLの会則が成立した過程を追い、同組織のミッションの所在を確認する。次に、そのミッションが依って立つ基盤を、1907年の「癩予防に関する法律」、及び1931年の「癩予防法」との関連、及び「日本MTL会則」との関連から照射し、同時代の沖繩社会に生きた病者たちの現実に向きあおうとした同組織のスタンスを示す。二章では、このようにして構成された沖繩MTLのミッションとスタンスが、如何なる活動を生み、その結果、如何なる現実が帰結したのかを、「沖繩MTL報告（書）」の刊行年次および記事と予算会計から追う。1号期は屋部の焼討事件と病者の鹿兒島収容、2号期は会則成立、屋我地済井出住民との救護所をめぐる交渉、3号期は「沖繩MTL相談所」の開所と移管問題、4号期は国立移管と国頭愛楽園への信仰上の救済、納骨堂建設運動、5号期は納骨堂構築と国立移管の実現、といった出来事が生じた。沖繩MTLが同時代の沖繩社会において果たした役割は、沖繩社会における病者たちの厳しい現実に寄り添いながら、長年かなわなかった療養所構築により、多くの病者を救済する手段を構築した点において、沖繩救癩史の転換点を準備したことにある。

キーワード：沖繩MTL、「癩予防に関する法律」、「癩予防法」、日本MTL、「沖繩MTL相談所」、
沖繩縣立國頭愛楽園、服部団次郎

はじめに

本稿⁽¹⁾は、1935年5月13日に、首里バプテスト教会において開催されたプロテスタントの教役者会で発足が決議されたプロテスタント系超教派による〈救癩〉組織・「沖繩MTL」(Okinawa Mission to Lepers)の、結成後の活動と運営の実状について、同会の機関誌『沖繩MTL報告（書）』を中心に、沖繩MTLの上位団体として位置づけられる「日本MTL」の機関誌『日本M. T. L.』の関連記事、その他の関連資料を重ねあわせながら明らかにし、1930年代後半の沖繩の

ハンセン病問題において、沖繩MTLが果たした社会的意義を考察することにある。

最初に、沖繩MTLが結成された経緯と時代背景を概観しておこう⁽²⁾。沖繩MTLは、那覇のハンセン病者の集合所・バクチャヤーで、青木恵哉を媒介に、救世軍の山城武男と日本基督教団の服部團次郎の二人の聖職者との邂逅が契機となり、結成された。服部は、当時、青木の「根拠地」であった屋部〈隔離所〉の近くに家を借り、無牧状態の名護に移り住んだ。沖繩MTLは、青木自身の要望を汲み、沖繩でのキリスト教伝道を直接の

目的とせず、〈救癩活動〉のみを担うことになった。

沖繩MTLは、主に会費と募金によって営まれた〈救癩〉組織であった。そのため、会員や醸金者に対して、予算と決算の会計報告を行う義務が生じる。この点を反映する点として、各号の目次には、表記こそ一定していないが（1号は「会計決算報告書」2号は「会計決算報告」3号は「会計報告」、4・5号は各々「年度歳入歳出決算書」と記載）、予算案と決算報告から成る会計報告が掲載され、更にそれと関連する事項としては、沖繩MTLの活動内容を示す「事務報告」、及び「醸金者芳名」が記されている。因みに、「事務報告」及び「醸金者芳名」に関する表記の形式は、各号とも合致している。この点を踏まえると、『沖繩MTL報告（書）』は、組織運営上の目的の一つとして、「会計報告」を会員や醸金者に報告するためのメディアであったと位置づけることができる。事実、同誌の表紙には、各号とも、タイトルの下に、「会計報告」に記されたものと同一の期日が、記されている。

同誌の構成は、基本的に、「事務報告」「会計報告」「編集後記」が毎号おかれ、それらに関連記事が囲む体裁をとる。

しかし、同誌には、もう一つの性格がある。それは、当時の沖繩の癩問題のあり様を沖繩内外に広く伝え、更なる支持者、賛同者を獲得するためのメディアとしての啓発的な性格である。『沖繩MTL報告』1号の「編集後記」には、以下の様に記されている。

「縣外の醸金參千六百貳拾九円貳拾六銭に対し、縣内醸金は千五百八円九千五厘でしかありません。（共に一月現在）そのうちから縣内学校並びに町村寄付を除くならば個人の献金は実に僅少です。之は我々の運動の足りない事を物語るものでもありますが、同時に沖繩縣民六十万の兄弟姉妹に一層の自覚と奮起とを促すものでなくしてなんでありませう」（OMTL-1:編集後記[12]）。

ここに端的に示される様に、醸金者の数も金額も、沖繩縣外からのものが多く、更に同誌1号の「醸金者芳名」の広がり、国内を越えて沖繩の海外移民にまで広がっている。それ故、『沖繩MTL報告（書）』が差し向ける視線の先は、沖繩縣内でありつつも、「本土」の人たちでもあり、更に海外にいる沖繩移民たちでもあることになる。興味深いのは、沖繩MTLの活動は、沖繩から「本土」、そして「海外」を巻き込んでいた点である。この点で、重要になるのが、沖繩MTLは、会員以外に、同誌を、どこに送付していたか、その送付先になる。しかし、残念ながら、現在のところ、『沖繩MTL報告（書）』の送付先に関する資料はみつからない。

ここで、『沖繩MTL報告（書）』の書誌情報を、簡単に、紹介しておこう。同誌は、管見の限り、1号から5号まで、確認されている⁽³⁾。因みに、5号には1940年度予算が組まれているので、その決算報告を兼ねた6号ないしそれに準ずる媒体の存在が推察される⁽⁴⁾。また、本稿では、これまで『沖繩MTL報告（書）』と表記してきたが、『沖繩MTL報告』というタイトルで1・2・4号が、『沖繩MTL報告書』というタイトルで、3号という表記こそ付されていないが、それに相当する「特別記念号」、及び5号が刊行されている。上述の通り、同誌は会計報告を行うという性格を持つ以上、この会計期により、沖繩MTLの活動を照射することができる。そしてそこからは、現在確認されている限りで、6年という決して長くはない同組織の、めまぐるしい活動内容の変動を捉えることができよう。

以下では、『沖繩MTL報告（書）』の発刊形式を踏襲して、刊行された各号のタイトル下に付された期間を時間上の単位として扱い、1号期から5号期までの沖繩MTLの活動内容を考察していくことにしたい。各号期は以下のように設定される。

- ・ 1号期(1号会計期)⇒1936年5月～1936年1月
- ・ 2号期(2号会計期)⇒1936年2月～1937年2月

- ・ 1号期 = 1936年5月～1936年1月
⇒『沖繩MTL報告 第一號 (昭和十年五月——昭和十一年一月)』
【発行日時不記載、計32頁 (30頁+表紙+編集後記)】
- ・ 2号期⇒1936年2月～1937年2月
⇒『沖繩MTL報告 第二號 (昭和十一年二——月1936.2～昭和一二年三月)』
【発行日時不記載も「沖繩MTL相談所開所に当つて」の末尾に5月との記載あり、全21頁】
- ・ 3号期⇒1937年3月～1938年3月
⇒『沖繩MTL報告書 特別記念号 (昭和一三年三月——昭和一三年三月)』
【発行日時不記載、計59頁 (目次1頁+写真2頁+冊子体53頁+告知2頁+公告1頁表紙+払込票の添付)】
- ・ 4号期 = 1938年4月～1939年3月
⇒『沖繩MTL報告 第四號 (昭和一三年三月——昭和一四年三月)』
【1939年9月25日発行、全8頁】
- ・ 5号期 = 1939年4月～1940年3月
⇒『沖繩MTL報告書 第五號 (昭和一四年四月—昭和一五年三月)』
【1940年4月25日発行、全4頁】

図1-1 沖繩MTL編 (1935～?) 「沖繩MTL」誌 (以下OMTLと略記) の概略

- ・ 3号期 (3号会計期)⇒1937年3月～1938年3月
- ・ 4号期 (4号会計期)⇒1938年4月～1939年3月
- ・ 5号期 (5号会計期)⇒1939年4月～1940年3月

因みに、同組織は1936年5月に発足決議がなされたため、後述する「沖繩MTL会則」第六条に規定された通り、4月に始まり3月に終る定期化された会計年度で運営されるようになったのは、3号期以降であり、それまでは定期化された会計年度との間にタイムラグが生じている。読者に便宜を図るために、表紙タイトルをそのまま転写したものに、若干の書誌情報を加えた『沖繩MTL報告 (書)』の全体の概略を、図1-1として掲げておく。

以下、1章では、沖繩MTLの、組織としてのミッションについて、「沖繩MTL会則」が成立するまでの過程を追い、所謂「癩予防ニ関スル件」とも表記される「癩予防ニ関スル法律」(1907)と、それを改定した「癩予防法」(1931)、更には「日本MTL会則」と「沖繩MTL会則」との関連性について、考察する。2章では、各号期ごとに、

主要な出来事を「事務報告」から渉獵しつつ、会計構造との関連から、沖繩MTLの活動内容をみていく。そして最後に、各号期を概観して、沖繩MTLの活動が、同時代の沖繩社会とハンセン病にもたらした社会的な意義について考察したい。

註

(1)本稿は、2015年9月19日に、早稲田大学で開催された「第88回日本社会学会大会」での自由報告[福祉・保健・医療]において、『沖繩MTL』と同時代沖繩のハンセン病問題」と題するタイトルで発表した報告原稿に、大幅な加筆・修正を加えたものである。なお本稿は、日本学術振興会の科学研究費補助金 (基盤研究(C)、研究課題名「戦前期の愛楽園とその療養生活に関する実証的・理論的研究」、課題番号90305798) による研究成果の一部である。引用文中の下線は筆者によるものである。引用文で筆者が補った箇所は[]で示した。本稿では、固有名詞、引用文献、文脈において、「癩」「らい」「ライ」等の表記を使用する。この点は、予め、ご

諒解頂きたい。本稿で引用した資料・記録・文献に散見される誤字・脱字の類は、修正を施さず、そのまま示した。

- (2)この件に関しては(中村,2014)を参照のこと。
- (3)このうち、「沖繩MTL報告書」3号に相当する「特別記念号」に関しては、長島愛生園及び同園資料館学芸員の田村朋久氏を通して、閲覧の機会が用意された。この機会なしには本稿は成り立ち得なかったことを鑑み、同園ならびに田村氏には深謝を申し上げる。
- (4)6号に準ずるものがない以上、沖繩MTLの解散の日時についても、これを特定することが出来ない。

1. 組織としての沖繩MTLのミッション

1-1. 沖繩MTLの「趣意書」・「申合」・「会則」について

沖繩本島区における療養所構築を射程に収めながらも、青木恵哉への支援を介した浮浪病者の支援、更はその支援のための社会啓発と会員獲得、募金活動から始まった結成当初の沖繩MTLの活動は、沖繩MTLが一つの社会団体として公認されるのに必要な会則がないまま、当時のハンセン病問題に関わる現実からの要請に応える仕方でもなされてきた。『沖繩MTL報告一号』の「編集後記」で、野町は次の様に記している。

「本号はMTLの創立以来この仕事に苦勞を捧げてきた青木、花城、北村、服部、野町の諸氏が輸送、事務、会計等の諸報告を分担して記しましたが、実際は患者の慰問給食、その他あらゆる事務を総がかりで亦至つて猪突的にやつて来ました。尚この外多くの教会の諸兄弟姉が一方ならぬ御尽力なさいましたことを明記致してをきます」(OMTL-1:編集後記[12])。

この述懐からは、職務の分担もままならず多忙な中、「総がかり」で「至つて猪突的」に事務を遂行するだけでなく、各教会の信徒の手助けも借り

て、運営されていたことがみえてくる。そして、ここで記された「患者の慰問給食」には、青木たちが根拠地としていたジャルマと大堂原での Tent 生活への支援が含まれる。

沖繩MTLは、会則を持たず、5月13日に首里バプテスト教会で開催された「沖繩基督教教役者会」での議論と決議のみをもとに、その運営が開始されたことになるが、会則に替わる「沖繩MTL趣意書」が、上原編の『沖繩救癩史』に掲載されているので、発行期日は不明であるが、それをみてみよう。

「MTLの当面の仕事は、先ず島内各地の浮浪を余儀なくされておる70名の病者をして、那覇市その他の市町村を徘徊せしめないように保護し、同時に将来島の療養所の建つまで彼等に精神的団体的訓練を与うるにあります。而して将来は癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と救済に全力を尽し、以つて不幸なる運命に哭するものの跡を断ち、その親類縁者を救い、併せて縣の将来の健全なる発展に役立たしめんとするにあります。」(上原編,1964:107)

ここからは、先述した様に、沖繩MTL発足直後の活動とその当初の使命が、浮浪病者の「保護」、及び「精神的団体的訓練」、即ち「患者の精神的慰問と救済」とを筆頭に、病者を抱えた「親類縁者」の救済、そして癩に対する社会啓発にあったことを確認することができる。そして、ここに、沖繩MTLの使命を、会則の成文化に先立ち、確認することが出来る。

更に、沖繩MTLが発足して約5カ月後の1935年10月に刊行された『日本MTL』54号には、同会の「申合」が図1-2のように記されている(『日本MTL』第54号,1935:8[66])。

この「申合」は、実施する事業および会員の規定からのみ成る極めてラフなものではあるが、対外的に会員獲得と募金を募るのであれば、最低限、

癩は遺傳に非ず傳染病なりとは既に醫學の明示する所であるに拘らず、この明確なる認識を缺く故に、或は本縣特有の種々なる迷信に崇られて病者と非衛生的な接觸をなす事により、益々患者は増加する一方であります。衛生知識の普及こそ緊急を要します。だが之にもまして癩は必ず根絶し得るものだ、病者に暖き愛の手を延べて彼らを安全平和に隔離保護せよと絶叫したいです。しかり、沖縄の癩問題が未だ何らの解決の曙光をすら見得ないのは唯に衛生知識の缺けてをる爲めではありません。むしろ之を人道上の痛切な問題として取上げない所に根本的な原因があるのです。人々は彼らを忌み嫌ひ排斥し迫害する事のみ知つて、積極的に愛することを知らないのです。曾て或る人が國立療養所長島愛生園副長、林文雄博士に、癩なんか火で焼き殺して了へば一番早く片付くんだ、と云はれ、憤然として病院に歸るなり、日本の癩問題の権威者光田健輔氏このことを語られるや、氏はにつこりして『そうだ、火だ、焼き殺すんだ、しかし、その火は愛の火だ』と申され出た由、まこと沖縄に缺けたるものは愛の火ではないでせうか。歐米諸國は既に隔離によつて、淨めつくしたのに、燦たる日本のみが未だ癩の國であり、而も沖縄が斷然他府縣のトップを切つていのはけだし當然の結果ではないでせうか

申合

一、本會ハ沖縄MTLト稱シ事務所ヲ那覇市久米町一ノ五一日本基督教會内ニ置ク

二、本會ハ左ノ事業ヲ行フ

(イ) 現在縣當局ノ計畫シツツアル國立癩療養所建設事業ト圓滿ナル協調ヲ保チツツ之ガ促進ヲ図ル

(ロ) 目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ

(ハ) 癩患者ノ救護慰安ヲ計リ併セテ豫防事業並ビニ隔離療養事業ノ後援を爲ス

(ニ) 衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳

三、本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

通常會員 半年ニ五拾錢ノ醸金ヲナス者

終身會員 一回ニ拾圓以上ノ醸金ヲナス者

賛助會員 一月ニ五拾錢以上ノ醸金ヲナス者

図1-2 「沖縄MTL申合」

記されなければならない事柄を満たしているかどうかの線での規定ではあるが、キリスト教信仰を前提にすればこそ、周囲に理解されうるものであったということは出来よう。但し、ここで留意すべきは、キリスト教を前提とした組織である以上、沖縄MTLは、「申合」の前文に記された通り、同時代沖縄のハンセン病問題の所在を、「人道上の痛切な問題として取上げない所」に、「根本的な原因」をみいだすこと、即ち「人々は彼らを忌み嫌ひ排斥し迫害する事のみ知つて、積極的に愛することを知らない」結果、放置された病

者たちを、物質的かつ精神的に救済しなければならないこと、というその使命が、記されていることである。この点こそが、沖縄MTLの運営と活動の核心をなすことになる。

「申合」の事項は、第一に、那覇市久米町の日本基督教壇那覇教会での「事務所」に設置すること、第二に、同会の事業は、「國立癩療養所建設事業」、「臨時ノ救護方法」、「癩患者ノ救護慰安ヲ計リ併セテ豫防事業並ビニ隔離療養事業ノ後援」、「衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破」の四件にあること、第三に、通常・終身・賛助の會員の範

疇の設定と醸金額が設定されるという三項目に留まる。

その後、「申合」は、1936年2月18日から施行された「沖繩MTL会則」として成就した。その全文は『沖繩MTL報告 第2號』に掲載されている（OMTL-2,19[134]）。

この「沖繩MTL会則」は、「日本MTL会則」の形式に準じ、若干の変形を加えたものである（MTL-1,1926:6[6]）。沖繩MTLは全8章16条であるが、日本MTLは全7章10条から成る。日本MTLの章構成は、順番に「名称及事務所」「目的及事業」「組織」「役員及任期」「維持」「總會」「附則」と並ぶ。「日本MTL会則」の第一章から第四章および第六・七章は、沖繩MTLのそれと、ほぼ同一の形式と内容を持つ。会員制を採ること、理事の選出法・任期も同一だが、日本MTLは理事の定数を7名としているのに対し、沖繩MTLは「若干名」となっている点、そして沖繩MTLは「顧問」を設置する点が、異なる。会則のより重要な相違点は、第二章「目的及事業」第四条で規定される「事業」の内容である。沖繩MTLが定めた事業は、ハンセン病問題を巡る地域性が前提とならざるを得ないため、日本MTLのそれとは差があるものとなる。この点は、後述する。

「沖繩MTL会則」を、先述した「趣意書」と「申合」との関連からみてみよう。この「会則」では、沖繩MTLの「目的」が、第二章「目的及事業」の第二条にある通り、「沖繩縣下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スル」とされ、病者への福音伝道と病者救済事業への専心が示され、「趣意書」と「申合」の精神は、ここに踏襲される。ここに、沖繩MTLの運営と活動の本質を確認することができる。

「事業」に関しては、第三条にある通り、「一、癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」、「二、癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法を宣伝ス」の二点に整理されている。一では病者救済として「隔離

保護」が、「二」では「衛生思想ノ普及」と共に癩予防法の「宣伝」が含まれる形で整理されている。そして、「趣意書」と「申合」では触れられていない「癩予防法」の宣伝が「沖繩MTL会則」に盛り込まれている点を確認できる。この点は、後に詳述するが、救恤的保護としての「隔離保護」であって、沖繩MTLの事業は、必ずしも強制隔離を目的とするものではない。このように「隔離」と「癩予防法」が並列すると、強制隔離を連想する向きもあるかもしれないが、その件に関しては、1-2-3で論じる。

「第三章 組織及役員」も「申合」をそのまま踏襲したものである。第三章までの内容は「趣意書」と「申合」を踏襲したことが確認できるが、沖繩MTLの組織としての骨格に関わる事柄が、四章以下で、新たに付け加えられている。

「第四章 役職員及任期」「第五章 顧問」においては、再選を妨げず一年の任期で、理事長兼議長、理事、書記、そして理事会からの推薦による「顧問」から成る組織体制が生まれ、「第六章 会計」では4月1日から翌年3月31日に至る「会計年度」が設定される。但し、会則に規定されたこの会計年度が機能するのは、3号期からであった。「第七章 總會」では、4月に「通常總會」が開催され、「会務及会計ノ報告役員ノ選挙」を行う。そして理事会からの要請により、理事長の招集で「臨時總會」の開催が可能となる。

1-2. 沖繩MTLの「趣意書」・「申合」・「会則」と「癩ニ関スル件」および「癩予防法」との関連

さて、図1-3で示される沖繩MTLの「会則」に示された「目的及事業」には、「沖繩縣下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝」を上位においた上で、「二、癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法を宣伝ス」とあり、福音の宣伝と衛生思想および癩予防法という二つの宣伝が示されている。繰り返しになるが、これらを引いておこう（OMTL-2,19[134]）。

沖繩MTL会則

第一章 名称及事務所

第一条 本会ハ沖繩MTLト称シ事務所ヲ那覇市久米町市ノ五一日本基督教会内ニ置ク。

第二章 目的及事業

第二条 本会ハ沖繩縣下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成センガ為メニ左ノ事業ヲ行フ

- 一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス
- 二、 癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法を宣伝ス
- 三、 其他理事会ニ於イテ必要ナリト認メタル事業

第三章 組織及役員

第四条 本会ハ第二条ノ目的ニ賛同シタル会員ヲ以テ組織ス

第五条 本会ノ会員ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、 通常会員 会費年額金一円以上ヲ納ムル者
- 二、 終身会員 会費一時ニ金十円以上ヲ納ムル者

第四章 役職員及任期

第六条 本会ニ左ノ役職員ヲ置ク

- 一、 理事 若干名
- 二、 書記 若干名

第七条 理事ハ總會ニ於テ会員中ヨリ選挙シ理事会ヲ組織シテ予算状況其他重要ナル会務ヲ審議ス其任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第八条 理事中ヨリ理事長一名ヲ互選ス 理事長ハ本会ヲ代表シ且ツ会議ノ議長トナル

第九条 理事中ヨリ常務理事若干名ヲ互選シ会務ヲ処理セシム理事長故障アル時ハ常務理事中ヨリ選シタル者ヲシテ之レヲ代理セシム

第十条 書記ハ理事長之レヲ囑託シ本会ノ事務ニ当ラシムルモノトス

第五章 顧問

第十一条 本会ハ理事会ノ推選ニ依リ顧問ヲ置ク事ヲ得

第六章 会計

第十二条 本会ノ会計年度ハ四月一日ヨリ三月三十一日迄トス

第十三条 本会ノ経費ハ会員ノ会費一般有志ノ寄付金其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第七章 總會

第十四条 本会ハ毎年一回四月中ニ通常總會ヲ開キ会務及会計ノ報告役員ノ選挙ヲ行フモノトス臨時總會ハ理事会ノ請求ニヨリ理事長之ヲ召集ス

第八章 附則

第十五条 本会則ハ昭和一一、年二月一八日ヨリ之ヲ施行ス

第十六条 本会則ハ總會ノ決議ヲ経ザレバ改正スルコトヲ得ズ

本会理事左ノ如シ

當間 重剛	當山 正堅	井上 弘文	多田 武一
島袋源一郎	照屋 寛範	嶺井 英律	仙波 安
山田 有登	佐久原好傳	服部團次郎	花城 武男
北村 健司	野町 良夫	阿嘉 良薰	

図1-3 「沖繩MTL会則」

第二章 目的及事業

第二条 本会ハ沖繩県下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣伝シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成センガ為メニ左ノ事業ヲ行フ

- 一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス
- 二、 癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス

ここで留意したい点は、「之レガ予防法ヲ宣伝ス」と成文化した沖繩MTLの「会則」および「目的及事業」と「癩予防法」との関連である。この点について、「趣意書」と「申合」に遡って、みてみよう。そのためにはまず「之レガ予防法」が示す含意を確認する必要がある。事実関係からみていくと、以下の様な推察が得られよう。この会則が作成されたと推定されるのは、1935年から1936年にかけての期間であることは間違いない。そうであるとすれば、この期間には、「癩ニ関スル件」を改正して、1931年に公布された「癩予防法」は、沖繩縣において「癩予防法施行細則」および「癩予防法施行手続」の法制化を促し、共に1933年9月27日に発令されていたことになる。この事実関係を踏まえると、沖繩MTLの「趣意書」から「申合」を経て「会則」へと至る過程において参照されたのは、或はより端的にいうと「之ガ予防法」が指示しているのは、1931年に公布された「癩予防法」であったということになる。だが、ここで留意しなければならない点は、改正された「癩予防法」と「癩予防ニ関スル件」（正式には「癩予防ニ関スル法律」）との関係である。それが「改正」である以上は、「癩予防法」は「癩ニ関スル法律」を前提としている点のみのがすことはできない。沖繩縣での「癩予防法施行細則」と「癩予防法施行手続」を踏まえた詳述は別稿を考えているので、以下では本稿との関連に限定して「癩ニ関スル法律」と「癩予防法」の関連について、みてゆきたい⁽¹⁾。

1-2-1. 「癩豫防ニ関スル法律」について

——「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の救護

周知の通り、「癩予防法」は、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の救護を軸に、1907年3月19日に「法律第十一号」として公布された「癩豫防ニ関スル法律」を改正し、1931年4月25日に「法律五十八号」として公布されたものである。それ故、沖繩MTLの「会則」に記された「癩予防法」がもつ意味を理解するには、1907年の「癩豫防ニ関スル法律」を踏まえておく必要がある。ここでは、それを簡潔にみておこう。

「癩豫防ニ関スル法律」において、救護の対象になるのは第三条に規定された「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」及び「前項患者ノ同伴者又ハ同居者」である。第三条は以下の通りである。

第三条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患者ヲ引取ラシムヘシ
必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相当ノ救護ヲ為スヘシ
前二項ノ場合ニ於テ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者）ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

即ち、救護の対象となるのは、具体的には、資力がなく、浮浪する病者とその同伴者、あるいは在宅であっても資力なく困窮している病者とその同伴者ないし同居者である。そしてその救護方法としては、「行政官廳ニ於テ命令ノ定ル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護」する方法⁽²⁾と、「適當ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患者ヲ引取ラシム」方法⁽³⁾がある。これらは、病者を療養所に入

所させることを先に指摘しながらも、但し適当な扶養義務者がいる場合には、そこに、病者を引き取らせることとする、という内容を意味している。そして、その引き取りに際しては第六条に、「扶養義務者ニ対スル患者引取ノ命令及費用弁償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ為スコトヲ得」とあり、「患者引取ノ命令」という仕方でも、その一時救護に要した費用の請求とともに、病者の引取りが、扶養義務者に対して法的に強要されることになる⁽⁴⁾。ところで、救護対象となる者は、病者だけでなく、その「同伴者又ハ同居者」に対しても、「一時相当ノ救護ヲ為スヘシ」とあり⁽⁵⁾、救護策は病者以外にも広げられている点には留意したい。これらの命令主体は「行政官庁」である。そして、これらの救護に要した費用⁽⁶⁾に関しては、第五条で、「救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負担トシ被救護ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負担トス」とあり、まず保護費用は病者自身に請求され、その病者に支払能力がない場合には、その扶養家族が代弁することになる。更に、それが不可能な場合には、第七条において「一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ弁償ヲ得サル救護費」は「府縣ノ負担トス」とあり、沖縄県に関しては、「東京府伊豆七島小笠原島」とともに、「国庫ノ負担」となる。

以上の法内容からすると、「癩豫防ニ関スル法律」では「隔離」という文言は示されていないばかりか、病者と患家・家族にとっては必ずしも不利ではない規定をもつとさえ、いえよう。特に経済的に困窮していた当時の沖縄県においては、どれだけ周知されていたかは別として、病者とそれを取り巻く人々を抑圧するような法律では、少なくともなかったといえよう。この点で、「癩豫防ニ関スル法律」は、猪飼（2005）や廣川（2011）が指摘するように、隔離政策としてではなく、病者とその患家・家族の救護・救恤を目的としていたことが読み取れるであろう。

更に、「癩豫防ニ関スル法律」では、医師による検診の規定が第九条で示される⁽⁷⁾。

第九条 行政官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル医師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ検診ヲ行ワシムコトヲ得
癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官庁ノ指定シタル医師ノ検診ヲ求ムルコトヲ得
行政官庁ノ指定シタル医師ノ診断ニ不服アル患者又ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ更ニ検診ヲ求ムルコトヲ得

診断医師は、基本的に、行政官庁が指定するが、その診断結果に不服がある場合には、再検診を請求できることが、規定されている。そして、第七条により、「検診ニ関スル費用」については、「国庫の負担」となる。

ところで、医師の役目は、検診だけでなく、病気の診断がなされた場合には、「患家及家人ニ消毒ノ其他ノ豫防方法ヲ指示」し、三日以内に「行政官庁に届出ヘシ」と第一条にあり、更に第二条では、「癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家」に対して、「医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其他ノ豫防方法ヲ行フヘシ」とあり、医師ないし市町村の職員は、患家・家族に消毒法と予防方法を指示することが、規定されている。

1-2-2. 「癩豫防法」について——「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」の收容

次に「癩豫防ニ関スル法律」を改正し、1931年4月2日に交付された「癩予防法」について、みてみよう。

時代背景としては、国公立療養所の整備が進み、病者を收容する場所が、これまでよりは確保された時点での改正である点が挙げられる。「癩予防法」が発令される以前の1930年に内務省衛生局が発行した『癩豫防ニ関スル法律中改正法律案参考資料』（内務省衛生局,1930:[344ff]）の「明治四十法律第十一号中改正法律案提案理由」には、「改正理由」として、第一に「患者ノ療養所入所資格ヲ拡張セル点」（内務省衛生局,193011:[347]）、第二に「患者ノ入所費及患

者並其ノ同伴者、同居者ニ対スル一時救護費ヲ国庫及道府県費ノ負担ト為セル点」（内務省衛生局,1930:12[347ff]）、第三に「癩患者ニ対シ業態上病毒伝播ノ虞リアル職業ニ従事スルヲ行政官庁ニ於テ禁止シ得ルコトト為シ其ノ従業禁止ニ因リ又ハ療養所入所ニ困リ生活スルコト能ハザルニ至リシ者ニ対シテハ道府県ヨリ其ノ生活費ヲ補給セシムルコトニセル点」（内務省衛生局,1930:12[347ff]）、第四に「医師又ハ癩豫防事務ニ関係アル公務員及此等ノ職ニ在リシ者ニ対シ業務上取扱ヒタル」氏名や血統等の情報の「漏泄ヲ禁スルコトトナセル点」（内務省衛生局,1930:12[347ff]）を、それぞれ指摘している。

まず、「癩豫防ニ関スル法律」と「癩予防法」の大きな相違点の一つとして指摘できるのは、法が対象とするのは、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」から「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」へと変更されている点である。第三条には次の様に改正されている。

第三条 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノヲ国立療養所又ハ第四条ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ
必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相当ノ救護ヲナスベシ
前二項ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又之ニ準ズベキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ為ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ繰替支弁スベシ

第三条の改正は、病者を収容する療養所の整備により、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」、即ち無資力者だけでなく、有志力者で

入所を希望する病者たちをも対象に、「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」を収容することが可能になったからではある。だが、しかし「癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ従」った上で、「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」を「国立療養所」へ、あるいは第四条で次の如く示される通り、「主務大臣」により「指定」された「二以上ノ道府縣」に「設置ヲ命」じた「前条ノ患者ヲ収容スル為必要ナル療養所」へ、「入所セシムベシ」とあり、〈癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞ナキ病者〉や行政官庁が入所の「必要」を認めない病者は、依然として自宅療養や浮浪が可能であった点は、踏まえておきたい。このことは、「癩予防法」では従業規定が病者にとって、以前よりも厳しいものに「改正」されてはいるものの、全面禁止にはなっていない点からも跡づけられる⁸⁾。この点は、以下の条文から確認できる。

第二条ノ二 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得
一 癩患者ニ対シ業態上病毒伝播ノ疑ヒアル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
二 古着、古蒲団、古本、紙屑、襪褌、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ売買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ為サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ破棄ヲ為スコト

もし、「癩予防法」第三条の規定が強制収容と「隔離」を指示するのであるならば、従業禁止規定は〈あらゆる従業の禁止〉にならなければならない。しかし、ここでの従業禁止は特定の職種を対象としているのみであり、それ以外の従業は依然として可能である。そうであるとすれば、依然として療養所外での病者の療養も従業も、共に可能であったことになる。そして、そうであるが故に、「必要ト認ムルトキハ……癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得」と、療養所外で生活する病者と同伴者ないし同居者への「救護」は削除されずに残り、更にこの改

正は、第六条で、「従業禁止又ハ第三条第一項ノ規定ニ依ル入所ニ困リ生活スルコト能ハザル者ニ対シ其ノ生活費ヲ補給スベシ」という従業禁止職種の特定による病者の困窮への対応策が、「生活費」の補給により講じられている。検診や救護にかかった費用の扱いには、改正前後での、大きな変化はみられないが、救護費用の回収困難のためか、第九条中『扶養義務者』を「『親族』ニ改ム」と、費用を請求される者の範囲が広がられている。これらを鑑みると、「癩予防法」においても、隔離政策としてではなく、病者とその患家・家人の救護・救恤を目的としていたことが、読み取れよう。ということは、「癩予防法」の改正において、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」から「癩患者ニシテ病毒ノ伝播ノ虞アルモノ」への変更はみられるものの、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」という「癩予防ニ関スル法律」の法理は、依然として「癩予防」に継承されていると解釈することができる。そうである以上、「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」の療養所への入所を規定する「癩予防法」の新たな法理は、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」への救護という「癩予防ニ関スル件」での法理を排除したり否定するものではないということ、即ち、「癩予防法」の前文に記された「明治四十年 法律第十一号中左ノ通改正ス」に示されている様に、「癩豫防ニ関スル件」と「癩予防法」の両者は、「改正」である以上は、法としての同一性を保持した法であり、「改正」により「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」及び「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」、そして、それらの同伴者・同居者を対象とした法であることに、変わりはない⁹⁾。以下では、この点を前提に、考察を進めたい。

1-2-3. 沖縄MTLの「趣意書」「申合」「会則」と「癩ニ関スル件」および「癩予防法」との関連
さて、沖縄MTLの「会則」に引かれた「癩予防法」の前身である「癩豫防ニ関スル法律」に記

された上記の内容は、同会の「趣意書」および「申合」の骨格を提供しているとみることができる。以下では、沖縄MTLの「会規」の前身をなす同会の「趣意書」および「申合」と、同会が依拠した「癩予防法」の前身たる「癩豫防ニ関スル法律」との関連について、みてみよう。繰り返しになるが、再度、「趣意書」の一文を引いておこう。

「MTLの当面の仕事は、先ず島内各地の浮浪を余儀なくされておる70名の病者をして、那覇市その他の市町村を徘徊せしめないように保護し、同時に将来縣の療養所の建つまで彼等に精神的団体的訓練を与うるにあります。而して将来は癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と救済に全力を尽し、以って不幸なる運命に哭するものの跡を断ち、その親類縁者を救い、併せて県の将来の健全なる発展に役立たしめんとするにあります。」(上原編,1964:107)

まず、第一に、この「趣意書」の最初の文章にある「先ず島内各地の浮浪を余儀なくされておる70名の病者をして、那覇市その他の市町村を徘徊せしめないように保護」という件りは、浮浪を余儀なくされるという点で、それなりに生きていく術を心得てはいるものの、本病特有の、例えば「ウラキズ」と称する足底潰瘍を負い、そこから破傷風や敗血症を病発し、行路病死に至るといった事態を回避するために、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」を「救護」という「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」における救護・救恤のスタンスと合致する。

第二に「将来縣の療養所の建つまで」という文言は、「癩豫防ニ関スル法律」の第四条に記された条文の成就を期すものである。そして、それが、沖縄MTLの、最重要な事業目的の一つとして、位置づけられていた沖縄本島区における療養所の構築問題である。「癩豫防ニ関スル法律」の第四条は、次の様に記されている。

第四条 主務大臣ハ以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府県内ニ於ケル前条ノ患者ヲ收容スル為必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得前項療養所ノ設置及管理ニ関シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム
主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

「癩豫防ニ関スル法律」が交付された1907年時点では、国公立療養所は十全に整備されておらず、病者を收容する場所が十分確保されていなかった。この点が、「私宅療養」や「私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムル」事態、更には病者の浮浪を可能にし、熊本の本妙寺や草津の湯之沢等での病者集落の形成を促した。因みに、私立療養所の「代用」は、国公立療養所の整備が進んだ1931年に同法が「癩予防法」に改正された際に、削除された。しかし、それと同時代の沖繩本島区には依然として療養所構築が実現されていない状況であった。沖繩にとって、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」第四条に記された内容は、沖繩MTLにとっても依然として大きな課題の一つであり続けた。「必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得」るために、沖繩MTLは、この第四条の内容を「趣意書」に組み入れる必要があったといえる。沖繩MTLは、かねてより青木が購入してといた屋我地・大堂原の地に、青木に代わり、療養所を構築する方向で、運動方針を定めた。第四条で示された事態の成就をめざす点で、沖繩MTLの方向性とこの第四条の方向性は、一致するものであり、この時点での、沖繩MTLのこの方向性は、同第四条によって基礎づけられているといえる。

第三に、沖繩MTLの「趣意書」には、「癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破」に「全力を尽す」とある。医学や衛生思想に乏しかった同時代の沖繩縣下では、「迷信の打破」は困難な作業であったと推察される。「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」の第一条には、「患家及家人ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示」し、三日以内に

「行政官庁に届出ヘシ」とあり、更に第二条では、「癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家」に対して、「医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其他ノ豫防方法ヲ行フヘシ」とあり、医師ないし市町村の職員は、患家・家族に消毒法と予防方法の指示に従うことが規定されている。この点を鑑みると、沖繩MTLの「趣意書」にある「癩に対する衛生思想の普及」は、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」の第一条にある「患家及家人ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示」を含みこむ文言とみることができる。

第四に、沖繩MTLの「趣意書」には、病者だけでなく、「その親類縁者を救い」とあり、単に病者だけを救済の対象とはしていない。この点に関しては、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」の第三条二項で示された「必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相当ノ救護ヲ為スヘシ」という第二項、および第三項の「前二項ノ場合ニ於テ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者）ヲシテ癩患者及其の同伴者又同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得」という「救護」の対象が、病者のみに限定されず、その患家や同伴者にまで広げられていることと呼応している。この様に、沖繩MTLの「趣意書」にある「親類縁者」の表記は、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」の第三条で記された「患者ノ同伴者又ハ同居者」を享けてのものであるといえる。

沖繩MTLの「趣意書」と「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」との間には、以上で示された連動性があるとみるならば、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」は、この「趣意書」の基調をなしているとみることができよう。そして、これらと直接的には連動しない部分である「患者の精神的慰問と救済」および「将来県の療養所の建つまで彼等に精神的団体的訓練を与うる」というキリスト教信仰に関わる部分が、沖繩MTLの、オリジナルな部分を形成しているといえよう。こ

の様にも見るならば、沖縄MTLの「趣意書」から読み取れる同会のミッションとは、キリスト教による精神的救済と「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の救護にあったとみることができる。

次に、「申合」をみてみよう。繰り返しになるが、「二、本會ハ左ノ事業ヲ行フ」は、以下の通りである。

二、本會ハ左ノ事業ヲ行フ

- (イ)「現在縣當局ノ計畫シツツアル國立癩療養所建設事業ト圓滿ナル協調ヲ保チツツ之ガ促進ヲ図ル
- (ロ) 目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ
- (ハ) 癩患者ノ救護慰安ヲ計リ併セテ豫防事業並ニ隔離療養事業ノ後援を爲ス
- (ニ) 衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳

まず第一に、「申合(イ)」で記された「現在縣當局ノ計畫シツツアル國立癩療養所建設事業ト圓滿ナル協調ヲ保チツツ之ガ促進ヲ図ル」の件りのうち、(イ)の「現在縣當局ノ計畫シツツアル國立癩療養所建設事業」は、既に示した「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」第四条に記された「主務大臣ハ以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府県内ニ於ケル前条ノ患者ヲ收容スル為必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得」を享けたものであり、沖縄MTLは、同法第四条で規定された事業に「圓滿ナル協調ヲ保チツツ之ガ促進ヲ図ル」と、同法との連続性が示される。第二に、(ハ)の「豫防事業」の「後援ヲ爲ス」も、「癩予防法」を前提とした「後援」である(ここでは、「隔離療養事業」の検討は意図的に除外した)。第三に、「衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ」の件りは、「趣意書」とほぼ同一の文章であり、ここでいう「衛生思想」とは「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」の第一条にある「患者及家人ニ消毒

其ノ他ノ豫防方法ヲ指示」を含みこむものと解釈することができる。

以上からすると、「申合」もまた「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」と連続するものとみることができる。そして上述した箇所に該当しない件りが沖縄MTL独自のものということになる。即ち「(ロ) 目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ」は、療養所構築問題と共に、沖縄MTLにとって喫緊の課題であり、そしてそれは「(ハ) 癩患者ノ救護慰安」を成就させるために必要な課題でもある。

次に、「沖縄MTL会則」(1936)についてみてみよう。繰り返しになるが、ここで検討に付さなければならぬ箇所を再掲しておこう。

第二章 目的及事業

第二条 本會ハ沖縄縣下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣シ癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本會ハ前条ノ目的ヲ達成センガ為メニ左ノ事業ヲ行フ

- 一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス
- 二、 癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス

沖縄MTLの「目的」は、まず「沖縄県下ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ宣シ」することにあるが、これは青木が実践していた〈救癩活動〉の、組織的な継承を意味する。これを第一義に前提とした上で、「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スルヲ以テ目的トス」と結ばれる。ここで記された「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ」の文脈は、「趣意書」と「申合」で確認した様に、「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」と関連性をもつものであり、それ故「癩ノ予防救済事業ノ促進」とは、信仰上の含意と「癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」で記された事業を含みこむことになる。このように捉えるのであれば、沖縄MTLの「目的」は、「癩豫防ニ関スル法律」及

び「癩予防法」で記された事業と両立可能な仕方
で、病者への「基督ノ福音」伝道を展開する、あ
るいはもっと極論すれば、「癩豫防ニ関スル法
律」及び「癩予防法」で記された事業を、福音伝
道として展開するという信仰実践によって基礎づ
けるといふことも、できるであろう。

次に、沖繩MTLの「目的」であるが、ここ
では、「趣意書」(1935a)に記された浮浪患者の
「保護」、病者の「親類縁者ヲ救」うこと、及び
「申合」に記された「(イ) 現在縣當局ノ計畫シ
ツツアル國立癩療養所建設事業ト圓滿ナル協調ヲ
保チツツ之ガ促進ヲ図ル」、「(ロ) 目下緊急ノ
事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法
ヲ講ズ」、「(ハ) 豫防事業並ビニ隔離療養事業
ノ後援ヲ爲ス」といった事業の具体的な詳細は、
「会則」において、「一、癩患者ニ対シ伝道慰問
相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ爲ス」と
一括りにされている。そして、「趣意書」に記さ
れた「癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、
患者の精神的慰問と救済」、「申合」に記され
た「(二) 衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者
ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳」は、
「会則」において、「事業」の第二項として独立
した地位を与えられ、「二、癩ニ対スル衛生思想
ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」と締めく
くる。この件が、同時代の沖繩社会において、如何
に重要な課題であったかということは、本節後述
の『沖繩MTL報告書特別記念号』に掲載された
塩沼と家坂の文章が示す様に、当時の浮浪病者
たちが各所属共同体の外部へと放置されていった
沖繩特有の現実を反映しているとみることができ
る。特に、「之レガ予防法ヲ宣伝ス」の件りは、
経済的に困窮していた当時の患家にとって、同法
が担った救恤の機能を十全に果たす限り、「癩
予防法」の規定にある「検診」や「生活費の補給」、
そしてこれは1933年9月27日発令の「癩
豫防施行細則」第十条に記されているが、自
宅療養上の仕方や注意点等に関する情報を病者
と患家が取得できる機会を開く点で、決して不
利な事態をもたらず法律ではなかったといふこ
とが、指摘できる。

「之レガ予防法ヲ宣伝ス」ることには、同時
代の沖繩社会において、このような意味があつた
といふことができる。

他方、それに対して、「申合」(1935b)に
は「(ハ) 隔離療養事業ノ後援」、「(ニ) 患者
ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳」、
そして「沖繩MTL会則」には、その「目的」に
「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期
スルヲ以テ目的トス」、「事業」には「一、癩
患者ニ対シ……必要ニ応ジ隔離保護ヲ爲ス」と
ある。だが、「隔離」という文言は、「癩豫防ニ
関スル法律」及び「癩予防法」にはみられない
ものであり、この点に、「沖繩MTL会則」と、「
癩豫防ニ関スル法律」及び「癩予防法」との相
違がみられる。また「其ノ根絶ヲ期スル」とい
う「目的」も、同時代沖繩の現実を踏まえると
切実な響きはあるが、「癩予防法」を、即、強
制隔離と捉える様な政治的回路に接続されて
しまう可能性を持つ文言である。これらの点
はどうか考えられるのか。

沖繩MTLのミッションと「癩豫防ニ関ス
ル法律」及び「癩予防法」との関連を踏ま
えると、ここでいう「隔離保護」とは、実質
的には病者の強制隔離を意味するものではな
いことは、これまでの考察により明らかであ
らう。そして、その「隔離保護」は、キリス
ト教的価値観を前提にしたものであり、かつ
「必要ニ応ジ隔離保護ヲ爲ス」とある以上
は、やみくもな強制隔離を前提とした「保
護」ではないことも明らかかなはずである。で
は、なぜ、「沖繩MTL会則」に、この様な
文言が盛り込まれたのか。

この点に関して、管見の限り、それを明快
に説明してくれる資料をもたない。だが、
沖繩MTLの「趣意書」「申合」「会則」
を通してみえてくるのは、病者を「隔離保
護」することにより、「健康者」との接触機
会を減らし、それにより癩病の拡大を抑え
、ひいては「根絶」が可能であるといふ論
理が持ち込まれており、そうしたことを含
めた仕方「癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ
図リ」、そして「之レガ予防法ヲ宣伝ス」
といった事業が、果たして沖繩MTLにと
つても、同事時

代の沖縄社会にとっても、実現可能な話になるのだろうか。

まず、こうした論理の流れを可能ならしめる、その根底には何があるのか。この点から始めよう。

その一つとして指摘できることは、癩を伝染病とみなす時代制約的な病気観である。というのも、伝染するからこそ、隔離保護は必要になるからである。だが、この病気観の源泉を突き止めることは、本稿の主題としていないが、伝染の可能性のために、「健康者」との接触を排除するこの病気観がどの様に流通していたのかを、簡潔にみてみよう。青木が『選ばれた島』で、花城大尉に対して「大堂原にライ保養院を建てる」ことについて話あったときの次の記述には次の様なことが記されている。

「……大尉は烈しい感動の色を浮かべて、『青木さんぜひやりましょう』とわたしの手をおとりにならんばかりであった」（青木,1072:233）。

「感動の色」があれば、通常ならば、その相手の手をとるはずであるが、おそらく青木が手をとらせなかったのかもしれない。それはともかく、青木自身が伝染可能性のために、「健康者」との生身での接触を忌避したのは、〈「ライ」は伝染病である〉という病気観を共有していたからである。こうした病気観を、病者の立場からストレートに記したものとして、『日本MTL』第55号に掲載された、青木もかつて入所していた大島療養所の入所者・石本静鳩の次の文章がある。

「然るに亦一面に於いてはほんとうに癩を正しく理解し認識せし者が九千万国民のうち幾何あるかを思ふ時、些か憂鬱にならざるを得ない。今日に於ては癩予防週間まで設けられて伝染病なる事を叫ばれてゐる。其結果病者は社会に居たたまらずして遂に療養所入りを決心して申込むも何れの療養所も超満員の故を以て拒絶せられるのである。実に療養所の

門前は市をなす有様である。伝染病なるが故に隔離の必要を絶叫し、そして自覚せる病者はその言に従はんとして拒絶せらる。何たる矛盾撞着であらう？」（石本,1935:1[67]）。

〈癩は伝染病であり、隔離が必要である〉という論理の出所の一つは、石本がこの文章の冒頭で記している「『癩は遺伝にらず伝染病なり、癩を正しく理解せよ、未感染児童を救へ、療養所を拡張せよ』等々の叫びをあげ救癩の大旗を掲げる「日本MTL」が依拠する病気観である（石本,1935:1[67]）。

『日本MTL』第57号では、林文雄が寄せた「癩や淋病は遺伝病なりや」の一文なかで、同様の主張を、自らの医学的見地から「病原菌によつておこる病気に遺伝病はない。赤痢、コレラ、結核、梅毒皆然り。癩も亦同様である」ことを、遺伝説や体質遺伝論を退ける仕方でも、論証する（林,1935:2[88]）。この論理は、癩は癩菌によって発症するという考えを前提に成立するものである。これと同様の病気観は、沖縄に病者の「蔓延を招来したか」を「再考」する中で、塩沼が述べる以下の考えにもみいだせる。

「種々なる原因が挙げられるだらうが未だ本病に対する誤れる遺伝説の存在することが其の第一。この結果は病を放任し最も危険なる家族内伝染の機会を多く与えたものといはねばならぬ。第二は、迷信の相当根強いもののあることである。即ち巫女を信じて、あやしげな治療をする。それと昔から病者は乞食をさせぬと治らぬといひ患家では物乞ひに出す。本縣では患者を俗にクンチャーといふが原意は乞食の意味ださうである。又病者が物乞ひに来たらこれに物を与えぬと忽ち恨みを受けて癩になるといふ迷信があつて、物を与える方でも実は怖れつゝ、与へてゐるといふ。かゝる機会が又外部に於ける感染の機会を作つたのであらう」（塩沼1938:OMTT-3,33）。

塩沼も遺伝説を退け、「家庭内伝染」と物乞いによる「感染の機会」の問題性を、沖繩に特殊な状況であると指摘する。但し、塩沼自身は、伝染と感染の相違について、どう考えていたかが重要になるが、ここでは詳らかではない。逆に、家坂は、きっぱりと伝染という言葉を使う。しかし、それは断定ではなく、「私も信ずる」という信憑である。

「若し其歯科医先生の仰せの如く伝染するものと私も信ずるが、自己の疾病をも養生し得ざる貧民の患者を何故に他に伝染せしめぬ様保護を与経ざるか、何故之を隔離収容せざる、町外に放逐するも、生きる以上他村他町に行くは必定、ソコにて之に伝染せしむ、糸満町ではソレですむかも知れぬが、沖繩縣といふ集団より見れば何等の予防策どころか、傳染策である。」(家坂,1938:OMTT-3,26-27)

この様にみえてくると、〈癩は伝染病であり、隔離が必要である〉という病気観は、当時の医療界にとって、そして一部の病者のなかで、遺伝説に取って代わられるという意味において、新たな「定説」としてパラダイム化されつつあり、それへの期待があったと、いうことができよう。石本も、この点で、そうしたことを理解できる「進歩的」な病者であった。それが故に、「癩を正しく理解せよ」というスローガンは、「ほんとうに癩を正しく理解し認識せし者が九千万国民のうち幾何あるかを思ふ時、些か憂鬱にならざるを得ない」と石本が嘆かざるを得ない程までの、癩に対する人びとの無理解を前提（発生基盤）に成立する。この無理解な状況に対しては、社会啓発が必要になる。そして「正しく理解」する人たちが増えだしたら、伝染病である以上、社会一般から病者たちを一律に隔離する必要が生じ、それ故に療養所の拡充が必要になるというプロットが成立することになる。おそらく、こうしたプロットに乗った病者、乗せられた病者、免れた病者と、現実はずれであったであろうが、このプロットを

巡り、乗せられた病者という一つタイプから、強制隔離という意味づけが生じてくる。今日、〈らい菌が慢性の感染症を発症させる〉という医学知識は、ハンセン病に対する一つのパラダイムになっている。こうした見地からすると、〈「ライ」は伝染病である〉という病気観の誤謬は、いとも簡単に否定することができるし、極論をいえば、ハンセン病経験者にとっての不利益は、それが誤謬に基づくものである限り、その全てが誤りであったということさえ、できる。だが、当時のパラダイムでは、癩は伝染病であったのであり、ハンセン病を取り巻く歴史的現実を照射する場合、この誤謬は破棄されて然るべきではなく、むしろ不問前提として措定しなければならない。〈癩は伝染病であり、隔離が必要である〉という、今日からすれば誤謬とされる病気観が当時のパラダイムである以上、当時の状況に眼ざしを向ける本稿は、その是非に関する判断については停止させ、この見地に立つ必要がある。但し、この件は癩を巡る医学研究史の問題でもある。塩沼が癩を「伝染」と「感染」という二つの用語で説明する以上、あるいは家坂が、癩は「伝染するものと私も信ずる」と表明する限り、当時の癩への医学的解釈も、「伝染」説のみが有力だったとしても、依然として曖昧な部分を多分に含んでいたとさえ云える状況であったことも、指摘できる。

だが、本稿ではこの問題圏にはこれ以上、立ち入らない。ここで留意したい点は、当時の〈癩は伝染病であり、隔離が必要である〉という病気観は、「癩予防法」と直接的な関係をもつのではなく、伝染説に関する決定的な論拠がないまま、「癩予防法」に関する或る種の歪んだ恣意的な解釈や法運用から成る有意味構成体が、医の世界とそその外部へ流失することにより、社会的に構築されていったといえるのではないだろうか。というのも、既に確認したように、「癩豫防法」には「隔離」という表現はおろか、明確に「癩」を伝染病と特定する文言も、存在しないからである。

さて、論点を「沖繩MTL会則」第三条に盛り込まれた「一、 癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為

第二章 目的及事業

第三条 本会ハ日本ニ於ケル癩患者ニ基督ノ福音ヲ知ラシメ併セテ癩ノ予防及救療事業ノ促進ヲ期スルヲ以目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、伝道 広ク基督ノ福音ヲ知ラシムル
- 二、宣伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス
- 三、相談 患者及び其ノ家族ノ相談ニ応ズ
- 四、慰問 講演、映画、音楽其他適當ナル方法ニ依リ患者ヲ慰問ス
- 五、後援 隔離療養事業ヲ後援ス
- 六、請願 隔離療養事業ノ完成促進其他重要事項ニ関シ当局ニ請願ス
- 七、其他 本会ノ目的遂行上必要ト認ムル調査研究及各種ノ事業

図1-4 「日本MTL会則」

シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」における「隔離保護」の件に論点を差し戻そう。ここにみられる「隔離保護」の原型は、実は「日本MTL会則」第四条の「目的及事業」に求められる。それは、図1-4に記されている。

日本MTLの「目的」は、「癩患者ニ基督ノ福音ヲ知ラシメ併セテ癩ノ予防及救療事業ノ促進ヲ期スル」と、キリストの福音を前提とした「癩ノ予防及救療事業ノ促進」であり、この点は沖縄MTLと同じ方向性を持つ（というより日本MTLを範とする）。だが、「救療事業」とは、おそらくは病者を収容する療養所を前提とした事業であり、当時、まだ療養所をもたなかった沖縄本島区において、沖縄MTLが「救療事業」を行うと会則で謳うことは、現実的ではない。それ故、沖縄MTL第二条は「癩ノ予防救済事業ノ促進ヲ図リ其ノ根絶ヲ期スル」と規定し、療養所を必ずしも前提としない、より広い意味での「癩ノ予防救済事業」という表現に変形したとみることができる。

このことを前提に、以下、「事業」をみてみよう。まず、日本MTLは、病者への「伝道」を重んじ、事業の筆頭に上げる。次に、「二、宣伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」と謳う。確かに「日本MTL会則」第四条二項では「癩は遺伝にあらざ伝染病なり」とは謳っていない。だが、この一文は、後段に表される「五、後援 隔離療養事業ヲ後援ス」「六、請願 隔離

療養事業ノ完成促進其他重要事項ニ関シ当局ニ請願ス」での「隔離療養」という表現との間に暗示されるあるものを指し示す隠喩を所持している。

というのも、両者の文言の通路に拓かれる中間領域には、「癩は遺伝にあらざ伝染病なり」という病気観の隠喩が、既に常に、現出してくるからである。論理的に考えてみよう。〈癩には「隔離療養」が必要である〉という論理は、その「隔離療養」を根拠づける癩菌の伝染性を欠如しては成り立たない。換言すれば、この論理は、「癩ハ遺伝ニアラズ」という命題が「癩ハ遺伝ニアラズ伝染病ナリ」を含蓄するからこそ、成り立つのであり、この含意が「隔離療養」を基礎づける根拠になる。しかし、決定的な医学上の根拠を欠如したまま、日本MTLは、癩が遺伝病ではないこと、即ち伝染病であることを、暗黙の裡に、宣言し、それを宣伝することを一事業となした。沖縄MTLも、この件は承知していたはずである。というのも、沖縄MTLの理事たちが接触したのは、長島愛生園の医員と職員を含む、日本MTLを支える有力者達であったからである。おそらく「沖縄MTL会則」に「隔離保護」が盛り込まれたその出所は、「日本MTL会則」第四条二項と五項であったと、特定できよう。

「日本MTL会則」で謳われた「救療事業」とは、療養所を前提とする以上、実質的には「隔離療養事業」にならざるを得ず、そして、それに関

わる重要事項に関しては、政府に「請願」を行うという強い意志が、表明されている。日本MTLが、「癩ハ遺伝ニアラズ」という病気観を前提に、「隔離療養」を「会則」に盛り込むのは、件の病気観が正しいからである。だが、そこには「癩ハ遺伝ニアラズ伝染病ナリ」と、医学的に断定できない側面があったのではないかとみることができよう。この点は不可解ではあるものの、日本MTLの病者に対する事業は、会則規定のみから捉える限り⁹⁰、療養所の存在を後ろ盾に、「癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、」と宣伝し、「隔離療養」を後方支援し、入所後の病者慰問を行う点にあることが確認できる。これに対して、沖繩MTLは、どのようなスタンスを採用したのだろうか。

「沖繩MTL会則」が成立するまでの過程を、ここでもう一度、引いてみよう。まず、「申合」（1935b）には、「（ハ）癩患者ノ救護慰安ヲ計リ併セテ豫防事業並ビニ隔離療養事業ノ後援ヲ爲ス」とあった。この後段の「隔離療養事業ノ後援ヲ爲ス」の件りは、日本MTLの第四条五項と、全くの同文である。ということは、「申合」を発表した時点（1935年10月頃）の沖繩MTLは、「日本MTL会則」を範とし、そこに規定された事業を沖繩本島区でも、所望しうるとみていたのであろう。しかし、この一文は、「沖繩MTL会則」の作成に際して、削除された。つまり「豫防事業並ビニ隔離療養事業ノ後援ヲ爲ス」の事業内容は、「沖繩MTL会則」第三条において、「一、癩患者ニ対シ伝道慰問相談ヲ為シ併セテ必要ニ応ジ隔離保護ヲ爲ス」と整理された。このことは、日本MTLの第四条五項の実現が、療養所のない当時の沖繩本島区においては、達成不可能であったことによるといえよう。

次に指摘できるのは、以下の件である。「趣意書」（1935a）で記された「癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と救済」は、「申合」に記された「（ニ）衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳」の一文に継承され、「沖繩

MTL会則」の作成に際しては、「事業」の第二項として、独立した地位を与えられ、「二、癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」と締め括られた。これは、「日本MTL会則」第四条第二項「二、宣伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」を変形させたものといえよう。つまり、沖繩MTLは、「癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」を、「癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」に置き換えた。ここには、「癩予防法」をもとに展開される「衛生思想」の普及でもって、「日本MTL会則」の背景を成す「癩は遺伝にあらず伝染病なり」の隠喩を代替させることにより、「隔離療養」をではなく、療養所なき当時の沖繩社会にとって必要であった「衛生思想」と、それを規定する「之レガ予防法」を前面に押し出す判断を、沖繩MTLは、会則に盛り込んだといえることができる。

次に指摘できるのは、「宣伝」の件である。「趣意書」（1935a）で記された「癩に対する衛生思想の普及、迷信の打破、患者の精神的慰問と救済」は、「申合」に記された（ニ）項「（ニ）衛生思想ノ普及ト迷信ノ打破ニ努メ患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ルモノナルコトノ宣傳」の一文に継承された。これは、「日本MTL会則」第四条第二項「二、宣伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」を変形させたものであり、「患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ル」と、〈隔離による根絶〉を宣伝するという「日本MTL会則」の条文では隠喩の内に留められた件の〈癩には「隔離療養」が必要である〉という論理をストレートに強調する文言が採られている。だが、「宣伝」に関わるこの（ニ）項は、「沖繩MTL会則」の作成に際しては、「事業」の第二項として独立した地位を与えられ、「二、癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」と締め括られ、「患者ハ隔離ニヨリ根絶シ得ル」を、削除した。つまり、沖繩MTLは、「申合」（ニ）項後段の「癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」を、「癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之

レガ予防法ヲ宣伝ス」に置き換えた。ここには、「癩予防法」をもとに展開される「衛生思想」の普及でもって、「日本MTL会則」の背景を成す「癩ハ遺伝ニアラズ」の隠喩を代替させることにより、「隔離療養」をではなく、療養所なき当時の沖縄社会にとって必要であった「衛生思想」と、その規定を含み、沖縄にはまだ多かった「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の福利厚生をも含む規定を持つ「之レガ予防法」を前面に押し出す判断を、沖縄MTLは、会則に盛り込んだということができよう。

以上の様に、「二、癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」とする沖縄MTLの「宣伝」は、「癩ニ対スル衛生思想」の「普及」と「癩予防法」の「宣伝」の二件でもって、「癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」の一文を代替する含みを所持する以上、「隔離保護」という言葉が使用される会則ではありながら、沖縄MTLが謳う「癩ニ対スル衛生思想ノ普及ヲ図リ之レガ予防法ヲ宣伝ス」と、日本MTLが謳う「二、宣伝 癩ハ遺伝ニアラズ絶滅シ得ラル、コトヲ宣伝ス」とが直結する論理はみいだせない。むしろ、両者は、屈折しながら、一定の距離を保つ内容になっている。その距離とは、「癩予防法」と「癩予防ニ関スル法律」の距離ともいえるかもしれない。「日本MTL会則」は、「癩予防法」における「癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」を収容することが可能な状況を前提としていた。それに対して、「沖縄MTL会則」は、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」が多い沖縄の現実を、換言すれば「癩予防法」第三条の「癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノヲ国立療養所又ハ第四条ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ」という定めが、沖縄本島区には療養所がないがために効力を持ち得ず、特別の事情がない限り、療養所に入ることが出来ない患者たちの現実を前提としている。この様に、「沖縄MTL会則」は、療養所を前提

とする「日本MTL会則」とは似て非なるものとなった。「沖縄MTL会則」は「日本MTL会則」を原型にしながらも、「癩豫防ニ関スル法律」および「癩予防法」の法理からの影響を受ける仕方で、沖縄固有のものとなったということが出来よう。

最後に、「隔離保護」について、みてみよう。既に述べたとおり、沖縄本島区に療養所がなかった時代に、日本MTLが謳う「隔離療養」は不可能である。「沖縄MTL会則」が成立した2号期では、「必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」ことしかかなわぬ現実があったが故に、沖縄MTLは、療養所への「隔離療養」ではないオルタナティブな途をスタンダードにせざるを得なくなったことをこれまでみてきた。その際に、オルタナティブな途を準備させたのは、「日本MTL会則」ではなく、私宅療養・自由療養が可能であった「癩予防法」、より厳密に言えば療養所のない時代に私宅療養・自由療養が可能であった時代に動いていた「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」を対象とした「癩豫防ニ関スル法律」の法理に近い「救護」こそが、沖縄の現実に合致していたということが出来よう。

「沖縄MTL会則」に記された「必要ニ応ジ隔離保護ヲ為ス」は、「癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノヲ国立療養所……ニ入所セシムベシ」における「必要ト認ムルトキハ」を引用することにより、「日本MTL会則」における「隔離療養」を置き換え、それに重ね合わせる方を拓いたといえるのではないだろうか。それ故「隔離保護」は「隔離療養」を変形させたものであり、それを変形させる論理を「癩予防法」から借用した点にこそ、同時代沖縄のハンセン病問題の現実と沖縄MTLの現実があったといえよう。こうした意味において、「沖縄MTL会則」は、「日本MTL会則」の方途には合わせにくく、かつ「癩予防法」との運動性を射程に納め参照することで、両者とは違った、療養所を前提としない救護法の構築をめざさざるを得なかったということになる。

この点で、「申合」の「(ロ) 目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ」にこそ、沖繩の病者の現実に帰因したMTLの特殊性と、それを帰結せしめた苦悩があったということになる。

実際に、こうした点は、「部落隔離運動」や実際の病者救護の際に、沖繩MTLが行った救護法にみることができる。『沖繩MTL報告(書)』に記載された僅かばかりの例を引いてみよう。

まず一例は次の通りである。

1935年10月12日 「浮浪患者二名那覇市内を乞食するを觀受けたれば、辻原裏バクチャ屋附近の洞窟に仮收容、給食をなさしめ市内にて浮浪乞食をするを禁じたり。收容給食を爾来一月三十日敬愛園へ輸送する迄継続す」(OMTL-1;4)。

9月17日にはバクチャヤーは警察により掃討されたが、その附近のガマを仮收容所とするように、病者の集合所やシマの隔離所が、救護所として代用されたケースが考えられる。恐らくこの二人は、11月30日の鹿兒島收容まで、沖繩MTLが救護していたことになる。これは、「癩予防法」第三条四項「前項ノ規定ニ依り市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ為ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ繰替支弁スベシ」に該当し、沖繩MTLは「又ハ之ニ準ズベキ者」を意味することになるが、給食等救護費は沖繩MTLの「救護費」により「繰替支弁」されていた可能性がある。本件は、「癩予防法細則(沖繩縣)」(昭和八年沖繩縣訓令第二十一号)上では、警察官吏が担う仕事である。因みに、「癩予防法細則(沖繩縣)」第五条により、この二人は、住所ないし本籍地があれば、沖繩縣知事に申請して「生活費」の補給を受ける道が残されているが、補給を受けると、「癩予防法手続(沖繩縣)」(昭和八年沖繩縣訓令甲第八号)第六条により、警察署員が視察に来ることになり、場合によっては同法第十条により「親切町

嚙に癩の性質伝染の原因を説示」されることがある。次は二および三例目である。

1936年10月26日 「四、浮浪患者の件、原則として相談所に入れぬ事とす縣当局に対し浮浪者を現籍地に返すやう努力してもらふ様依頼する事。五、安村の件、伊江島に於いて字当局と協力して隔離保護中の患者安村をM・T・L側として同地にて世話をなす阿波根氏より安村の食費三円を一円増して欲しいとの要求あり、右につき阿波根氏にくれぐれも安村を島より出さぬやうたのみて増額する事に決定」(OMTL-2;4)

1941年2月13日 「本日より四五日間無宿の青年患者を隔離擁護をなし、三月二九日に入園せしむ」(OMTL-5;2)

前者の引用には二件、示される。まず、「四、浮浪患者の件、原則として相談所に入れぬ事とす縣当局に対し浮浪者を現籍地に返すやう努力してもらふ様依頼する事」は、おそらくは「生活費」の補給を受け、相談所の定員数、及び沖繩MTLの経済的負担を考慮してのことと考えられるが、「癩予防ニ関スル件」第三条には扶養義務者による強要的な病者「引取」の命令に関する規定があり、それに近い救護法ともとれる。尚、服部によると、沖繩MTLは、結成後、浮浪病者の、その出身地での扶養義務者による引き取りを行っていた。後者の引用は、「癩予防法」第三条及び「癩予防法手続(沖繩縣)」第十一条にある病者の一時救護に抵触するものであり、一時救護は警察署で行うが、「救護上必要アルト認ムルトキハ被救護者ヲ市町村長ニ引渡スヘシ」とあり、これは病者の自宅ないし実家に戻される場合があったことを、指示するものである(一例目も、これらに該当する可能性はありうる)。

「昭和一五年五月に初めて結成されました沖繩MTLは縣内に浮浪する七十数名の癩患者

たちの救済に乗り出す事になり、彼等を各々その出身地に帰してその生活を支持して参つた」(服部,1938,OMTL-3:14)

伊江島の件も、身近な場所が救護所になるが、それ以上のことは判らない。これらは、僅かな例だが、療養所がない中、「癩予防法」に忠実な「隔離保護」をおこなっていたことが、垣間みれる。

同時代の沖縄では、宮古療養所の沖縄本島区、八重山群島区からの入園の道は閉ざされていたため、楽生園(台湾)、鹿児島県の敬愛園、九州療養所(現菊池恵楓園)等に自ら出向く病者たちがいたことも付記しておく。但し、当時の病者の居場所の一つとして、監獄があったことを、家坂は『沖縄MTL報告書 特別記念号』によせた「沖縄救癩運動の今昔」で、次のように記している。

「私は宮古療養所に行くまで、那覇地方裁判所の囑託で、数々傷害致死の疑いのある屍体を解剖したのだが、私の手をかけたもの丈けでも百に近いであらうが、その中に加害者が癩患者なる事がある。此時はさすがの半官殿もたじ、ゝであつて全くウンザリしている。家の中では伝染がおそろしい、屋外に『テントの用意』などして審判の座を設ける。犯罪の事実明瞭なるも大概不起訴にするといふ寛大ぶり手瀬ある。私は又時々刑務所にも行った。私が罪人であつたのではない。入監者の精神鑑定の為である。その中にも癩患者もみた。其消毒の方法が頗る憚つたものであつた。頭から昇汞水をブチまけないばかりである。『コレも人の子樽拾い』そのかみの俳人が臉をあつくしたが、ソナなまやさしい事ではない、此世ながらの地獄である。遂に精神異常者として出獄の恩恵に浴したが、果たして彼は恩典であつたか、むしろ不幸ではなかつたか、ソナものは沖縄にザラにあるのである」(家坂,1938OMTL-3:28-29)。

「癩予防法施行細則(沖縄縣令第二十一号)」

(1933年9月27日) 第十条には、「拘留又ハ禁固以上ノ刑ニ処セラレ刑期中ノナルトキ若ハ未拘留中トナルトキ」は「生活費」の補給が減額ないし停止になるとする規定があるが、物乞途中の窃盗や強盗の様な事態がなかったわけではないことを、家坂の文面から窺うことができる。法曹界による病者への扱いもひどいが、癩と犯罪と精神病のネクサスが家坂には視えていたのだろう。

最後に、沖縄MTLは、3号期に「部落隔離運動費」を計上したが、4号期では執行しなかったことが決算報告されているものの、2号期及び3号期の「事務報告」にて、八重山・大浜での「部落隔離」が記載されている。

これは、3号末尾の自社広告「沖縄MTLを御支援ください」の「事業計画」に、「第四、部落隔離運動—隔離の急を要する患者多き部落を指定して仮収容小屋を造り、国立療養所に収容し切れない病者を救済する運動。一部落五十円宛七ヶ村の予定」と記されているものである。この「事業計画」からみる限り、それは、病者の多いシマで、隔離所として小屋を立てるものであり、沖縄では一般的にみられるシマ社会からの「隔離所」と同様のものといえよう。但し、下記には「大浜村の公文」とあり、村長の指示を前提とした公的な隔離ということになる。

「八、八重山大濱村の件、A三井報恩会に対し推薦する事。B大濱村より公文にて交渉ありし場合手続き方法を示す。C、大濱村より同地部落隔離の事業のため花城氏に來援を乞ひきたれり、之に対する処置に就いては同村よりの公文交渉來たりて後相談する事に決定」(OMTL-2:4-5)。

更に3号では「十一月[十五日]事務所にて理事会を開き、野町理事より国立宮古療養所及び大濱隔離所を訪問せる報告ありて……」と記されている。因みに、時期はずれるが、「癩予防法手続(沖縄縣)」(明治四十三年縣訓令甲第十六号)第十四条には、患者を保護した際に「金一円以内但シ宿泊

スヘキ家屋ナル場合ニ限ル」と「小屋掛費」が計上され、その「繰返替支弁」の上限額が示されており、明治後半の沖繩縣では、この様な処置が取られていた。この「部落隔離」が、「隔離保護」の一環であったとすれば、「沖繩MTL会則」の「隔離保護」は、明治期の病者を巡る沖繩社会の慣習に近い扱いであり、その限りにおいて、「日本MTL会則」にある「隔離療養」を变形させたものではあるが、その実際は、青木たちの沖繩での生活様態を、大きく越え出るものではなく、「日本MTL会則」にある「隔離療養」との間には、かなりの開きがあるものと、考えられる¹²⁾。

註

(1)以下の考察は、(猪飼,2005) (廣川,2011)の研究成果に多くを依っている。尚、以下で考察に付される法律条文は、『ハンセン病問題資料集成』(不二出版)に掲載のもの、沖繩愛楽園自治会編(2006)『沖繩縣ハンセン病問題証言集 資料編』沖繩愛楽園自治会、及び山本俊一(1993)、廣川和花(2011)に掲載されたものを参考にした。

(2)「行政官廳ニ於テ命令ノ定ル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護」する方法に関しては、「癩予防ニ関スル件施行手續」(1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六號)(沖繩縣訓令甲第十六號)の第十条が、次の様に対応している。因みに、同訓令は「島廳 郡役所 警察署 警察分署 区役所 町村役場」に発令された。

第十条 癩患者ヲ療養所ニ入ラシメムトスルトキハ警察官署ハ知事ノ指揮ヲ受ケ第九条ノ金員物件贍本ト共ニ患者ヲ左ノ方法ニ依リ警察部ニ直送スヘシ但シ途中直送シ難キ事項生シタルトキハ護送巡査ヨリ其他ノ警察官署ニ患者ノ送致方ヲ引継クコトヲ得

一 患者ノ所持金品ハ可成各本人ニ携帯セシムルコト

二 患者ヲ船車ニ依リ送致スル場合ニ於テハ予メ其ノ人員及出発日時ヲ駅長又ハ船長ニ通知シ可成一般乗客ト隔離セシムル

コト

三 患者ヲ護送スルニハ装置書ヲ作製シ護送巡査ヲシテ当該吏員ノ領収印ヲ受ケシメ保存スルコト

四 護送途中ハ可成宿泊ヲ避ケ若シ宿泊ヲ要スルトキハ其ノ地ノ警察官署ニ協議シ便宜ノ場所ヲ選定スルコト

五 癩患者ノ乗用ニ供シタル船車等ハ發送地警察官ヨリ到着地警察官署ニ通知シ到着地警察官署ニ於テ之ヲ消毒スルコト

これに従う限り、療養所に入るに際し、病者の金品・財産は没収されることなく、贍本を作成した上で、病者に携帯させることになっている。

(3)「適当ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患者ヲ引取ラシム」方法に関しては、「癩予防ニ関スル件施行手續」(1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六號)の第八条が、次の様に対応している。

第八条 前条ノ場合ニ於テ其ノ扶養義務者ヲ適当ナリト認めムルトキハ引渡ノ期日ヲ指定シ之ニ対シ引取ヲ命スルコトヲ得

前項ノ引渡ヲ了ヘタルトキハ其ノ旨ヲ知事ニ報告スヘシ

ここでの「引取」は「命令」となっており、強制的な引き取りという性格をもつものである。因みに、病者で出獄した際に、資力なく、救護者もない場合には、第五条が、次の様に対応している。

第五条 警察官署ハ癩患者ニシテ出獄後療養ノ途ナク且救護者ナキ旨通報ヲ受ケタルトキハ其引渡ヲ受ケテ一時之ヲ救護スヘシ

これを踏まえる限り、警察署は「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」及び「其ノ同伴者又同居者」の一時救護所となる場合があったことになろう。

(4)「引取」に関しては、「癩予防ニ関スル件施行手續」(1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六號)」の第十一条が、次の様に対応している。

第十一条 癩患者ノ引取ヲ命セラレタル扶養義務者ニシテ其ノ指定期間内ニ引取ヲ為ササルトキハ警察官署ハ知事ノ指揮ヲ受ケ患

者ヲ救護セル区長村長ニ通知シ金員物件簿
ノ謄本ヲ添ヘ該患者ヲ扶養義務者ノ所在地
ニ送致スルコトヲ得

- (5)その際の財産の取扱手続に関しては、「癩予防ニ関スル件施行手続（1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六號）」の第十一条が、次の様に対応している。

第九条 警察官署又ハ区長村長ニ於テ癩患者
並其ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテ一時救護
ヲ為ストキハ所

持ノ金銭其他ノ物件ヲ調査シ附録第二号
様式ノ金員物件簿ニ登記シテ保管シ其ノ金
員物件ヲ引渡シ若ハ被救護者ニ於テ使用シ
又ハ救護費用ニ充テタルトキハ其ノ事由及
年月日ヲ記載シ証印ヲ押捺シ其ノ保管並出
納ヲ明瞭ナラシムヘシ

- (6)その際の財産の取扱手続に関しては、「癩予防ニ関スル件施行手続」（1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六號）の第十一条が対応している。

- (7)これらの救護に要した費用に関しては、「癩予防ニ関スル件施行手続」（1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六號）の第十四・十五・十六条が、次の様に対応している。

第十四条 癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ
一時救護ノ為メ繰替支弁ス[ヘ]キ費用ハ左
ノ限度を超ユルコトヲ得ス但シ臨時必要ノ
費用ニシテ此ノ限度ニ拠據リ難キモノハ
其ノ実費ヲ支弁スルコトヲ得診断料[以下、
略]

第十五条 区長村長ニ於テ癩患者及其ノ同伴
者又ハ同居者ヲ一時救護ノ為メ繰替支弁シ
タル費用ハ附録第三号様式ノ請求書ニ計算
書及證憑書類ヲ添ヘ且弁償期間ヲ指定シテ
被救護者又ハ扶養義務者ニ之ヲ請求スヘシ
但シ弁償ヲ得サルトキハ其ノ事由ヲ具シ一
件書類ヲ添ヘ知事ニ請求スヘシ

第十六条 被救護者又ハ扶養義務者ニ対シ弁
償ヲ求ムヘキ救護費ハ左記各号ニ拠ルヘシ
一 療養所ニ於ル食費、薬価、其ノ他治療
用品費

二 送致費（護送官吏ノ旅費ヲ除ク）

三 一時救護ニ要シタル費用

- (8)検診に関する取扱手続に関しては、「癩予防ニ関スル件施行手続」（1910年4月9日沖繩縣訓令甲第十六號）の第十一条が対応している。

第十三条 明治四十年七月内務省令第十九号
六条第二項ノ規定ニ從ヒ検診ノ請求ヲ受ケ
タルトキハ曩ニ検診ヲ為シタル指定医師ノ
診断書ヲ添ヘ且反対意見ヲ有スル医師ノ学
歴及其ノ者ト患者又ハ扶養義務者トノ關係
其ノ他参考ト為ルヘキ事項ヲ具シ知事ニ進
達スヘシ

- (9)廣川も指摘するように（廣川,2011:71）、この従業規制は、「癩予防法」発布後、1910年4月9日に発令された沖繩「縣訓第十六号」の「癩予防ニ関スル施行手続」に、先取りされている。

- (10)法の「改正」に関しては、法学を専攻される同僚の藪本知二先生から知的供与を頂いた。氏には、ここに記して深謝申し上げる。同氏によると、第一に、ハンセン病研究において使われる「法律第十一号 癩予防ニ関スル件」という表記は、法学からみた場合、正式な法律名ではなく、公布文に記された「癩豫防ニ関スル法律（明治四十年法律第十一号）」が正確な法律名であること、第二に、法の「改正」に際しては、法律番号の変更は行わず、それを維持し続け、それにより改正前後の法は同一性が確保されること、第三に、法の廃止は、「廃止法」の制定がなされること、の三点であった。このことを踏まえると、次の点が指摘できる。「癩豫防ニ関スル法律」は「法律第癩予防法」（昭和六年法律第五十八号）」と法の名称が変更になっているため、確かに番号は変わっているが、「法律第癩予防法」の「前文」には、「癩豫防ニ関スル法律」の「改正」であることが記されている。「改正」であれば、法番号は変更しないのだが、「癩豫防法」は法番号も名称も変わっているにも拘わらず、「癩豫防法」の「前文」では、「癩豫防ニ関スル法律」の「改正」が記されている点で、「癩豫防法」は両義的な性質を

所持しているといえよう。それ故、法内容の解釈が必要になるが、「癩豫防法」の「前文」に「改正」示されていること、そして、「癩豫防ニ関スル法律」と「癩予防法」は、実質的に、件及び第二条における従業規制の件、および第三条における、療養所入所に関する付け加えがある点に特徴はあるが、全体の枠組みに大きな変化はないことを鑑みると、法番号と名称の変更はあるもの、実質的には「癩豫防ニ関スル法律」は「法律第癩予防法」との同一性を保持した「改正」という性格をもつという解釈が成り立つ。そしてより厳密にいうと、「癩豫防ニ関スル法律」と「癩予防法」を、同一性を持たない、全く別の法であると解釈するのであれば、同法の廃止に関わる法律の制定が必要であるが、そうした手続きはなされておらず、この点でも「癩豫防ニ関スル法律」と「癩予防法」は、同一性を保持していることになると考えられる。

- (11)本稿で対象とするのは、あくまでも「日本MTL会則」に限定されたものであり、本稿では同会則に「癩ハ遺伝ニアラズ」「隔離療養」という文言が記されていることを指摘したが、それを根拠に、日本MTLが隔離政策に加担したとする見解と、本稿の問題関心は関連をもたない。
- (12)本稿で扱える沖繩MTLによる「隔離保護」の事例は少数であり、これらによってすべてが網羅されるのではないことも、断っておく。

2. 「沖繩MTL報告(書)」からみた同会の活動

本節では、「沖繩MTL報告(書)」からみた同会の活動について、みてゆきたい。以下では、同誌の目次の構成、同誌各号に掲載された「事務報告」および会計報告を軸に、同会の活動を、前述した各号期ごとに、その主だったものに限定してみてゆくことにしたい。

2-1. 1号期の沖繩MTL(1936年5月～1936年1月)

『沖繩MTL報告』第一號(1935年5月～1936

年1月)によると、その活動は、青木たち病者の経済・物資面での支援活動と、社会啓発から始まったことが伺える。まず青木の発案により、屋部(隔離所)の東江新友宅に下屋をおろし、那覇市を徘徊する病者の収容方を画策したが、このことが屋部に「仮収容所」ができると新聞報道されたため、発足後、約一ヶ月を経過した6月27日、屋部の(隔離所)が同地のシマ人たちにより焼却される事件が起きた(屋部(隔離所)焼討事件)。青木たちのこの窮状は、かねてより青木を支援していた長島愛生園の医師・林文雄が、この焼討事件の現場に足を踏み入れることになり、この事件は、後に本土で展開された沖繩の病者救済運動において象徴的意味を帯びることになる。この危機を打開すべく、沖繩MTLの代表・服部團次郎は、本土へ長期にわたる募金行脚に出(1935年8月6日～9月30日)、三井報恩会から、愛楽園の前身となる「沖繩MTL相談所」を屋我地・大堂原に構築する資金援助を引き出した。他方、新設された星塚敬愛園に園長として赴任した林文雄により、沖繩縣の病者収容が行われた(鹿児島収容)。

尚、これ以外のものとして重要な出来事は、9月17日の那覇のバクチャヤーの掃討である。

「9月17日 バクチャヤー掃討。仮収容所(ジャルマ)に浮浪患者を収容したため、「空家となりたる市内辻原裏のバクチャ屋の患者小屋は彼等の要請と本会の斡旋に依り、那覇警察署の手にて焼き拂はる」(OMTL-1:3)

この記事に従う限り、バクチャヤーにいた住民は、青木たちがいたジャルマへと「収容」されたことになる⁽¹⁾。これにより、元気な浮浪病者の浮浪生活は困難な事態へと向かうことになる。他方、ジャルマ・大堂原の「仮収容所」に居た青木恵哉たちは、「12月28日 ジャルマを完全撤退し、大堂原仮収容所へ移動」した。⁽²⁾また、その直前の「12月8日 宮川量夫人千代氏、来沖」とあることも指摘しておこう⁽³⁾。

沖繩MTLに寄す	■	■
事務報告		北村健司	一
会計決算報告書			六
醸金者芳名		野町良夫	九
沖繩MTLの生れる迄		花城武男	二十
県外募金並に患者輸送に就いて		服部團次郎	二三
天国の星影		青木恵哉	二六
編集後記		野町良夫	

図2-1 沖繩MTL編(1935~1936)『沖繩MTL報告』第一號 目次

2-2-1. 『沖繩MTL報告』第1号の「目次」「事務報告」および会計報告からみの沖繩MTLのミッションと活動

『沖繩MTL報告』第1号の目次は図2-1の通りである。まず、第一號には、著者名不記載ではあるが、しかしそれ故に、沖繩MTLの総意としてみることができる「沖繩MTLに寄す」が目次の次頁に、頁数を示さぬ形式で掲載されており、関連するトピックとしては、沖繩MTLの実質的な発起人である花城武男による「沖繩MTLの生れる迄」、沖繩MTL結成前後での病者たちのあり様をつづった青木恵哉による「天国の星影」の二本が寄せられ、これらから、本号は、沖繩MTL結成を記念した特集号としての位置づけをもつ。

次に、1号期には、同号「事務報告」によると、沖繩MTL結成直後の6月27日に、「屋部の焼討事件」が勃発した。青木たち病者一行は屋部の隔離所を追われることとなり、結成後、間もない沖繩MTLは、資金不足とともに、窮地に陥った。取り分け資金面に関する打開策の一環として、沖繩MTLの代表・服部團次郎は、本土へ長期にわたる募金行脚に出（1935年8月6日～9月30日）、三井報恩会から、愛楽園の前身となる「沖繩MTL相談所」を屋我地・大堂原に構築する資金援助を引き出した。

その後の11月30日から12月1日にかけて出発した沖繩縣下の病者の鹿児島収容（星塚敬愛園への病者収容）という大きな出来事があった。この収容は、新設された星塚敬愛園・初代園長の林文雄の計らいによるものである。そのいきさつは、長

島愛生園時代から青木たちを支援していた林が、「屋部の焼討事件」の現場に足を踏み入れたことによる。林は、こうした沖繩の窮状を前に、奄美の病者収容方と同時に、沖繩縣の病者収容を沖繩MTLに打診した。そこで、沖繩MTLは、沖繩縣の協力を得、12月1日、131人の病者を乗せた船が、名護を発った（鹿児島収容）。これにより、浮浪病者の絶対数は、みかけ上、減少したが、隠れている病者は本島各地に遍在し、発覚した際の「隔離保護」を沖繩MTLが担っていたことが窺える。ここで確認しておきたいことは、鹿児島収容が、当時の沖繩MTLにとって、いかに大きな意味を持っていたか、という点である。『沖繩MTL報告書 特別記念号』に掲載された服部團次郎の次の述懐は、そのことを指示している。

「昭和一五年五月に初めて結成されました沖繩MTLは縣内に浮浪する七十数名の癩患者たちの救済に乗り出す事になり、彼等を各々その出身地に帰してその生活を支持して参ったのでありましたが、其後鹿児島敬愛園が建設されるに当り、林園長先生方の特別なお取り計らひによりまして、百参拾名の病者を同園に送る事が出来、こゝに差迫つた救助の問題は一段落を告げたのでありましたが（服部,1938,OMTL-3:14）。

『沖繩MTL報告』第一號では、これら二つの出来事を享け、服部による「県外募金並に患者輸送に就いて」、及び花城による「沖繩MTLの生れ

る迄」の後段「患者移送に就いて」が、寄せられている。

以上からすると、『沖繩MTL報告』第一號は、発会宣言の如き「沖繩MTLに寄す」に続き、「事務報告」「会計決算報告書」「醸金者芳名」という報告事項から成る並びからすると、同会の一号期の活動報告を反映させた編集になっているということができよう。そして「事務報告」を前にし、「醸金者芳名」を後にもってくる編集方針は、同誌第三号まで、続けられる。

2-1-2.1 号期会計期の会計報告からみた沖繩MTLの活動

1号期会計期の支出決算は表2-1の通りである。以下では、紙幅の関係から、予算案に関しては割愛する（但し3号期以降は、書式上、予算額欄がある）。歳入・収入決算に関しても、「会費」「寄附」「雑収入」等に費目が限定され、各支出決算に示された支出額と繰越金から、各号期の予算規模は推し量れるので、費目の詳細が記載された3号期以外は割愛した。6号期は5号掲載分しかないなので、そのまま掲載したが、歳入に関しては、それを概観する必要があるので、以下、その概略を簡潔に示しておく。尚、表2-0に、1号期から6号期までの歳入・歳出決算一覧を掲げておく。因みに、「沖繩MTL相談所」開所後の4号会計期の歳入の落ち込みが大きい。

「歳入」は「会費」と「特別寄付」を基本とするが、1,3,4,5号では「雑収入」の費目が記載されている。会規上、「会費年額金一円以上ヲ納ムル者」が「通常会員」、「会費一時二金十円以上ヲ納ムル者」が「終身会員」であるが、会則が成立していなかった「沖繩MTL 1号」誌上では、「申合」の「三」にある「通常会員 半年ニ50銭ノ醸金ヲナスモノ」、「終身会員 一回ニ50円以上ノ醸金ヲナスモノ」、「賛助会員 一カ月ニ50銭以上ノ醸金ヲナスモノ」というカテゴリーが踏襲され（上原編,1964:107）、「賛助会員」と「通常会員」という費目になっている。同誌2号でから会則上のカテゴリーが記載されているが、同誌3号

以降は「会費」に一本化されて記載されている。

「雑収入」について、1号は不明だが、会費・寄付・募金等の預け入れから派生する利子収入が必ず含まれることが考えられる。3号によると、この「雑収入」の「備考」欄には、「土地代六四八円八十銭 建物代内金二五〇円 小舟代二九円二〇銭 利子其他三十円四十三銭」とあり、これらは「沖繩MTL相談所」関連の副収入を含むと推測される。副収入を得るという沖繩MTLの経済の上での構えは、したたかであり、かつ賢明である。

4号の「歳入之部」の末尾に附記された「雑収入内訳」には、「貯金利子4.38 沖繩紀行売上代11.40 マザーマリアヌ売上手数料5.40 古紙売却費1.05 相談所宿舍代350.00 相談所備品売却費125.50 薬品其他売却代12573 県より十三年三月分賄費受入248.00」との記載がある。これらのうち、「マザーマリアヌ売上手数料」に関しては、3号に、以下の文面が、「沖繩MTLを御支援下さい」という3頁の分量で、頁を記載しない沖繩MTLの広告記事として掲載されている。その前頁には、ジャックス著・林文雄訳『モロカイのマザーマリアヌ』の広告が、頁数なしで一頁分を割いて、掲載されている。

【二】V・Lジャックス著 林文雄博士訳
モロカイのマザー・マリアヌ（定価100、送料10）取次販売

本書出版を快諾されし長崎書店長崎次郎氏は本年五月、全国癩療養所長会議に上京せられた本書訳者林文雄博士、愛楽園長塩沼英之介氏と共にYMCAのホステルで祈られ、このマリアヌ伝に振替用紙を付して、読者にして志あらば新設の愛楽園慰安会に献金して頂くやうにしたいがとの申出をなし、愛楽園慰安会に特別の支援をなすことを約されたのでありましたが、其の後マリアヌは相当の売行を示し、有志よりの慰安会への寄付金は既に数百円に達したと聴いて居ます。

かくの如く沖繩救癩に多大の関心と熱意を

	歳 入	歳 出	繰 越 金	備 考
1号期会計期 1935年度	5137円35銭5厘	3731円27銭	1406円8銭5厘	
2号期会計期 1936年度	4002円32銭 (2596円23銭5厘)	3082円40銭	991円92銭 * 482円94銭	**繰越金計算ちがい 919円92銭
3号期会計期 1937年度	6360円19銭 (5877円25銭)	6258円15銭	102円4銭	
4号期会計期 1938年度	1907円31銭 (1805円27銭)	1502円63銭	404円68銭	
5号期会計期 1939年度	3658円74銭 (3254円06銭)	1085円84銭	2572円90銭	
6号期(予算) 1940年度	6500円 (3182円20銭)	—————	—————	

*収入の()は、各年度の歳入決算額から前年度繰越金を引き、各年度に集まった金額を示す。

** 2号期会計「繰越金」は紙上の計算ちがい、正確には919円92銭になる。また2号会計歳入決算の繰越金は991円92銭(正確には919円92銭)とあるが、3号期会計では482円94銭で計上されている。3号会計期の収入の()は、前年度繰越金482円94銭で算出した。

表2-0 1号期から6号期までの歳入・歳出決算一覧
※『沖繩MTL報告』第一號から第五號の会計決算報告書より作成

費目	支出決算額	備考
患者救護費	1840円10銭	
患者輸送費(敬愛園へ135名)	744円90銭	(衣、食、住、薬品其他一切)
療養所慰問費(宮古、長島)	35円07銭	
宣伝費(パンフレット、講演會、座談會)	133円36銭	
募金費	637円74銭	
事務費	105円85銭	(印刷費、縣外募金宣傳視察二ヶ月間の旅費)
通信費	74円58銭	
交通費	97円22銭	
諸費	62円45銭	(伊藤、林、喜久田、松尾氏接待費)
合計	3731円27銭	
差引残金	1406円 8銭 5厘	

表2-1 1号期会計期の支出決算(1935年5月から1936年11月9日までの1935年度会計)
※『沖繩MTL報告』第一號「会計決算報告書」より作成

有せられる長崎氏は当MTLに対しても常日頃から深き同情を寄せられてをるのでありますが、特に今回本書マザー・マリヤヌの売上利益を沖繩MTLのもととするやうにと特別の便宜を計つて本書を卸してくれました。

併し、当MTLが本書を取次販売することに依つて得る利益を私有するにはしのびませぬ故、当MTLもこの利益を全部国頭愛楽園慰安會に寄附したく存じてをります。

一人でも多くの方が読んで下さればそれだけ慰安會の基金が増し加へられるわけであります。

どうか同封の振替用紙を御利用、御申込み下さらむことを切に願ひ致します。」(OMTL-3)

4号の「雑収入」附記にある「マザーマリアヌ売上手数料」は、3号の自社広告を享けてのものである。因みに、4号の「昭和十三年度歳入歳出決算書の「歳出之部」の「附記」は次の様に記している。

「附記 マザーマリヤヌ売上手数料五円四拾銭の件

右はマザーマリヤヌ出版社長崎次郎氏の特別の御同情により同書売上金内三割は当MTLの収入とし七割は本書記者林文雄博士の名によりて国頭愛楽園慰安會に寄附する様にと五十冊御送付に預りし内十八冊売却せし手数料金なり。残額拾貳圓円六十銭は林博士の名に於て愛楽園慰安會に寄附せり」(OMTL-4:7[481])。

長崎次郎と林文雄のこの好意は、療養所の初期運営の困難を知る者たちのそれといえよう。患者の慰安に配慮する極めてMTL的な行為である。同様の件は、使命社から刊行された遊佐俊彦著『沖繩紀行』にも該当する。『日本MTL』74号掲載の「行進曲」には、「沖繩MTL相談所」の運営維持費用捻出の一環として、「患者一日分の食

費」20銭の寄付を募る沖繩MTLによる「日々の糧リーグ」に、遊佐は同書の売り上げを充てていた。

「沖繩MTLは三井報恩會の援助によつて四十人収容の癩相談所を建設し、本島に於ける最初の救護所を作つた。これが費用は年に六千円を要し、患者一日の食費が二十銭の割であるため、この支出を得るためには『日々の糧』運動を起して真剣に活動をつづけてゐる。沖繩の救癩は我国癩根絶の門出でもあるから、我等はこの先駆者の働きを援けねばならぬ。著書も本書によつて得た利益は凡てこのために献げられる。一部二十銭。本會充御注文ありたし」(日本MTL-74:8[236])

2号から5号までは「補助金」の記載がある。2号では「三井助成金 三〇〇〇 那覇市補助 四五〇 市町村補助 九〇〇」(OMTL-2:12[133])、3号では「三井二、〇〇〇 那覇市四五〇(一ヶ年半分) 町村(三九)七九〇」(OMTL-3:19)、4号では「三井二〇〇、〇〇、那覇市三〇〇、〇〇、恩納村二〇、〇〇三十九口」(OMTL-4:7[481])の記載があるが、3・5号では詳細が示されぬまま費目のみが記載されている。尚、1号には「講演會席上献金」、2号には「映写會收入金」の記載がある。これらの社会啓発行事が、會計構造の中に組み入れられているが、4号以降には、これらの記載はみられない。歳入構造は以上である。

さて、ここから『沖繩MTL報告(書)』の論件に移ろう。各号の第1号の「編集後記」のなかで、野町良夫は、沖繩MTLの「働き」を以下のように整理している。

「昨年度のM・T・Lの働きを要約致しますれば創立と宣傳、縣内外での募金、浮浪患者の収容と給食、敬愛園への患者輸送等でありませう。苦しかつたこと、嬉しかつたことなどの思出はつきませんがとも角微力ながら私た

「沖縄の癩事情 座談会

沖縄MTL幹事 服部団次郎 長島愛生園 医官林文雄 長島愛生園長 光田健輔

時 九月十三日(金)午後六時半(晚餐後)

所 神田美代士町 東京YMCA

沖縄の癩問題は愈々具体的な方策を講ずる時機に立到りました当局は勿論方図を有せらるることでありませう。我々も亦問題の真相を穿つて協力しなければなりません。服部氏は特にその要務を帯びて上京中の方、光田園長と林博士は専門の立場から沖縄を数回視察された方で特にお迎へしました」

図2-1-1 「沖縄救癩座談会報告」

※出典：(日本M.T.L.55.1935:4[70])

「日本MTL長島支部 パンフレット 第二編

見よこ悲惨事 救いを待つ沖縄の癩者

—目次—

一、沖縄県癩患者分布図

一、沖縄県癩者の生活(写真)

一、この暴虐を座視せんや…林文雄

一、沖縄の癩者を救へ 宮川量

一、沖縄県癩患者救済の急務—光田健輔

一、癩者の手紙

沖縄県下の癩の実状を紹介するパンフレットをお読み下さい。申込次第無料お送りします」

図2-1-2 「日本MTL55号」広告

※出典：(日本M.T.L.55.1935:4[70])

ちの働きによつて、本島内、殊に那覇市を中心として浮浪を餘儀なくされてみた病友達が其の姿を殆ど全く姿を消すに至りました事は相當に感謝されてもい、筈だと思つてゐます」(OMTL-1：編集後記[12])

即ち1号期の沖縄MTLは、創立に関わる業務を出発点に、宣伝、縣内募金、服部の約二ヶ月に亘る縣外募金、浮浪病者の収容と給食事業、敬愛園への患者移送に携わったことになる。このことは、表2-1の1号会計期(1935年5月から1936年11月9日までの35年度会計)の「会計報告書」に反映されている。最上段からみていくと、1号期の会計年度では、「患者救護費」は1840円10銭と一番多く支出しているが、これは浮浪病者の収容と給食事業だけでなく、ジャルマと大堂原に分住

していた青木たちへの支援のためにも支出されていることが推察される。これとの関連で指摘できることは、1935年10月以前に成文化されている「申合」に「(口)目下緊急ノ事業トシテ療養所ノ建設サレル迄臨時ノ救護方法ヲ講ズ」とあること、そして1号期における支出額の多さを加味すると、「屋部焼討事件」後の青木たちへの支援が、この時の沖縄MTLにとって喫緊の課題であったことが推測される。同費目は、2号期においても1709円90銭と、1936年2月から1937年2月に亘る同会計期の最多の支出ではないものの、前年度とほぼ同水準で支出されている。但し、1936年2月18日に施行された「沖縄MTL会則」では、「申合」の前掲(口)の条項は消去されており、沖縄MTLにとっての喫緊の課題は急転的に変容したことも窺える。

この時期に特徴的な支出として次に指摘できるのは、1935年11月30日から12月1日に鹿児島へ向けて出港した星塚敬愛園への「患者輸送費（敬愛園へ135名）」のための744円90銭の支出である⁽⁴⁾。ここには「備考」欄に「衣、食、住、薬品其他一切」とある様に、移送過程において、医療的処置がなされていたことが窺える。

1号期において、第三に指摘できるのは、服部団次郎の「縣外募金宣傳視察ニヶ月間の旅費」を含む「事務費」105円85銭の支出である。これは、1号期に支出されて2号期には一時、消滅する「宣伝費」における133円36銭の支出と関連するものであろう。「宣伝費」の「費目」欄には、「パンフレット、講演会費、座談会」という但し書きがある。この但し書きの内容は、1935年10月刊行の『日本M.T.L.』第56号によると、1935年9月13日に開催された「沖繩救癩座談会」を指すものであり、この件に関しては、その前月にあたる1935年9月刊行の『日本M.T.L.』第55号において、**図2-1-1**の通り予告がなされている。

この座談会の前段として、『日本M.T.L.』第55号では、沖繩MTLの「申合」とともに、青木恵哉の「血涙を以て綴る癩者の書簡」が掲載されている（日本M.T.L.55,1935:2[68]）。そして、「宣伝費」費目欄の「パンフレット」に関しても、1935年9月刊行の『日本M.T.L.』第55号において、前述の座談会予告の横に、**図2-1-2**の広告が掲載されている。

因みに、このパンフレットの第一編に相当するものは、1935年8月に刊行されたとされている『沖繩の癩者を救へ！！』と題するものである。このパンフレットの奥付部分には、刊行主体として、筆頭が「沖繩MTL」、「後援」と記されて「日本MTL」の名称がその次に記されている。第二編のパンフレットは表題の前に「日本MTL長島支部」とあり、奥付部分には、刊行主体として、筆頭が「日本MTL長島支部」、「支援」と記されて「日本MTL」の名称がその次に示されている。この点を踏まえると、「宣伝費」費目欄の「パンフレット」は、第一編を示すと考えられ

る。服部による募金行脚の途中には、「療養所慰問費」の「費目」に但し書きされた長島愛生園の視察があり、その際に、この座談会に関する打合せが行われたことも、指摘しておこう。

最後に、醸金について、みておこう。第一に指摘できるのは、本稿の冒頭で既に指摘した通り、「県外の醸金参千六百貳拾九円貳拾六銭に対し、県内醸金は千五百八円九千五厘でしかありません」という事態、即ち、沖繩縣県外からの献金が、県内からのそれを上回る事態であり、「県内学校並びに町村寄付を除くならば個人の献金は実に僅少」という現実である（OMTL-1:編集後記[12]）。県内で募金を募るため、「事務報告」には、次の記載がある。

[1935.10]「【廿一日 - 廿三日】那覇市内の高額納税者間の募金運動を行ひ、服部、野町、北村の三幹事及び多田武一氏戸別訪問をなし本会の事業紹介並に寄付の依頼をなす」（OMTL-1:4[5]）。

どれだけの成果が得られたか、「醸金者芳名」からの割り出しは、今後の課題だが、金城清松、大久保孝三郎といった医師、キリスト教関係、沖繩寄留の本土出身者のうち公務員・教員、本土寄留の公務員・教師・商人の人たちから成る層、市町村・学校からの寄付、高額納税者の層が、醸金に協力した社会層ではないかという理念型は成り立ちえよう。沖繩縣外の醸金者の社会層については、服部の募金行脚により、土井林吉（晩翠）をはじめ、高野六郎、野田勢次郎・八重子といった行政官・政治家の社会層、キリスト教系大学・日本MTL関係・キリスト教会及び日曜学校からなるキリスト教関係の社会層、比屋根安定、仲里朝章といった「本土」で活躍する沖繩出身者たちの社会層、日本女医会・東京女子大等から成る医療関係の社会層、そして海外移民に出た人たちが組織した沖繩縣人会や「事務報告」にも「昭和十一年一月三十日」の日付で「ハワイ馬哇島沖繩M・T・L後援会より金百六十三円九十四銭の寄附あ

り」と特記される様な支援団体結成までに至る海外移民の社会層が、1号期の「醸金者芳名」から特定できる。因みに、「事務報告」をみる限り、三井報恩會との渉外活動の形跡は、みられない。

註

- (1)ここで考えられるのは、この時点で、青木たちはジャルマと大堂原の二箇所を根拠地としていたが、バクチャヤーの住人のうち、青木とは折り合いの悪かった病者の親分およびその支持者の社会層の病者たちと、そうではない社会層の病者たちを、別々に生活させる必要から、青木のもとに集まっていた病友たちは大堂原に移り、バクチャヤーから来た人たちをジャルマに住ませたということが推測できるが、12月11日にジャルマに渡った宮川千代子によると（宮川千代子,1936:6[126]）、「青木氏等も併せて拾一名、婦人が二組、子供も居た」とあることを鑑みると、蓋然性の低い推測ともなる。バクチャヤー掃討の9月から12月のジャルマの様子を伝える資料となりそうなものは、管見の限り、みつかっておらず、青木が根拠地を二つにした理由は不明なままである。
- (2)青木は、『選ばれた島』のなかで、この日が、前日に当る十二月二十七日夕闇の迫る頃、ジャルマを発ったとしているので（青木,1972:266）、28日未明に大堂原への全員の移動が完了したと推測できる。
- (3)この件に関しては、(宮川千代子,1936:5ff[125ff])を参照のこと。
- (4)所謂「鹿児島収容」に関しては、沖縄各地から集まった病者たちを引率し、後に国頭愛楽園園長に就任することになった塩沼英之介の述懐を軸とした論稿を構想している。

2-2. 第2号期の沖縄MTL

(1936年2月～1937年2月)

『沖縄MTL報告』第2号の「事務報告」を概観することから始めよう。1936年2月に入り、「沖縄MTL相談所」構築の件が動き出す。多額

の資金援助を行う三井報恩會と沖縄MTLとの間での交渉を軸に、建設許可の件で沖縄縣との折衝も始まり（3月3日）、「請願」（3月30日）等の書類作成作業、7月30日から8月6日の間には三井報恩會の遊佐俊彦・横田忠郎による大堂原の視察があり、「設計計画図」（10月5日）等の検討が開始された。

11月末から1937年2月にかけて、大堂原の隣シマ・済井出から、同相談所構築をめぐる説明会と折衝があった。11月5日開催の幹事会では「五、屋我地島民代表と会見の件」（OMTL-2:5）が議題になり、11月30日には「屋我地島民百数名の参集を求め、相談所設立の趣旨を説明し諒解を求めたり」とあるが、その後も12月10日に羽地村から「陳情に来る」（OMTL-2:6[130]）と続き、更に1937年1月15日にも再び陳情があり、「屋我地島民の得心の出来る諒解運動方法を講じ至急回答されし」との「希望」（OMTL-2:6[130]）を享けて、沖縄MTLは、パンフレットの作成（1.21に配布）、講演会・座談会の開催、他府県療養所の見学旅費の提供を申し出た（OMTL-2:7[130]）。その後、陳情は止み、1937年1月24日の着工、1937年5月11日に「沖縄MTL相談所」の「開所式」を行ったことが同号の記事「沖縄M・T・L相談所開所に当たって」において記されている。尚、2号期中の、1936年2月18日に「沖縄MTL会則」が施行され、1936年5月13日から21日まで、林富美子氏の来沖があったことも、付け加えておこう。

2-2-1. 「沖縄MTL報告」第2号の「目次」「事務報告」からみた沖縄MTLのミッションと活動

『沖縄MTL報告』第2号の目次は図2-2の通りである。2号期は、癩予防週間における二中での講演（6月26日）、映写会（7月15,16日）が開催されており、社会啓発を持続させつつ、愛楽園の前身となった「沖縄MTL相談所」の構築に関する件に、沖縄MTLは忙殺されていたことが伺える。三井報恩會に対する「請願」書、「助成交

付の具体的手続」をはじめ、建設許可や移管に関する件で沖繩縣、内務省との折衝があり、更に済井出住民たちへの現地説明会と折衝が加わっていたことがわかる。そのためか、第2号期は、「事務報告」「沖繩M・T・L会計決算告報」「醸金者芳名」に「沖繩MTL相談所」落成の二本の記事を挟むものとなっており、かなり余裕のない編集である。この点は、相談所の開所が唐突に告知される点にも現れている。2号期の沖繩MTLは、長年の課題であった療養所構築の足がかりをこの一年で構築してしまった。「編集後記」にも、こうした点が示されている。

「昨年第一回の報告書には……今後の具体的救済の方法として癩相談所を建設すべく努力中である事を報じておきましたが、創立以来の辛酸と苦勞が報ひられて、本館、宿舍、病舎併せて四棟の立派な建物が竣工致しました。□右建築物の中本館及び病棟併せて三種、並に附帯工事一切は三井報恩會よりの寄附九千五百円により、宿舍は愛妻の御永眠記念として永島雄治氏より御寄附下さいました。一千円によつて建てられたものです。特筆して茲に厚く、感謝の意を表しあげます。……□流血の惨事を惹起し、遂に国立癩療養所建設を中止にまで至らしめた、特別に困難な事情を有つ本縣の救癩史に強固な基礎が、沖繩MTLの手によつて据えられた事は永く記憶さるべきだと信じます」(野町,1937,OMTL-2:編集後記[135])。

2-2-2. 2号期会計期(1936.2~1937.2)の会計報告からみた沖繩MTLの活動

2号期会計期の支出決算は表2-2の通りである。2号期会計の費目からは、前年度に執行された「患者輸送費(敬愛園へ135名)」、「宣伝費(パンフレット、講演會、座談會)」が削除されているが、「沖繩MTL相談所」構築の動きが生じる中、三井報恩會、内務省といった縣外での折衝と事務手続きのために、「事務費」は1号期の105円

85銭から3343円40銭に、「交通費」も97円22銭から2743円20銭と、どちらも約30倍に支出が増大したことが読み取れる。「通信費」に関しては、1号期の74円58銭から680円へと、約9倍に支出が増大した。「募金費」も、1号期の637円74銭から3794円10銭と支出が増加し、相談所構築に際して、募金活動が活発化したことが判る。

「療養所慰問費」も1号期の35円07銭を大きく上回る872円50銭が支出されており、それが相談所のための視察を兼ねてのものであるとしたら、2号期会計期は、渉外の年度であったと特徴づけられよう。上記の如く、2号期は、1号期よりも予算規模が大きくなっている。

最後に2号期の「醸金」についてみておこう。沖繩縣内では、キリスト教関係、特に沖繩MTL関係者、医療関係者、沖繩寄留の「本土」出身者のうち、公務員・教員、寄留商人層の人たち、市町村・学校からの寄付といった社会層からの醸金が多くを占める点は、1号期と同じである。しかし、2号期には、これらに加えて、炭鉱を中心とした企業、及び労働者有志からの企業関連の献金が多くなる点が、特徴的である。おそらくは、この業界へ、何らかの形で、働きかけが行われたのかもしれない。

沖繩縣外では、キリスト教系大学・日本MTL関係・キリスト教会及び日曜学校といったキリスト教関係、比屋根安定に代表されるような沖繩出身者、医療系大学・療養所関係者から成る医療関係者といった社会層からの醸金が多くを占める点は、同じであるが、外国人の名がみられるのが2号期の特徴である。

海外移民からの醸金としては、ペルーの沖繩縣人会からのものが加わった。

2-2.3号期の沖繩MTL(1937年3月~1938年3月)

3号期の沖繩MTLは、「沖繩MTL相談所」落成後の5月11日の「沖繩MTL相談所開所式開園式」の開催、及び同相談所の維持・経営、沖繩縣そして国への経営移管に関する手続といった課題への対応があり、依然として病者の精神的救済に

・事務報告	北村健司	一
・一、沖繩M・T・L相談所の設立に就いて	服部團次郎	八
・一、沖繩M・T・L相談所開所に当たって	沖繩M・T・L事務所	
・一、沖繩M・T・L会計決算告報		一一
・一、醸金者芳名		一五
・一、沖繩M・T・L会則		一九
・一、編集後記		

図2-2 沖繩MTL編（1936～1937）『沖繩MTL報告』第二號 目次

費目	支出決算額	
患者救護費	1709,99	(衣、食、住、薬品其他一切)
療養所慰問費	87,25	
募 金 費	379,41	
事 務 費	334,34	
通 信 費	68,00	
交 通 費	274,32	
諸 費	229,05	
合 計	3082,40	
差 引 残 金	991,92	内訳 {現金12581振替貯金47755王便貯金604銀行貯金31052}

表2-2 2号期会計期の支出決算（1936年12月から1937年2月までの1936年度会計）

※『沖繩MTL報告』第二號「会計決算報告書」より作成

のみ専念するMTLの体勢にはまだなく、多忙な時期が継続することになる。

「沖繩MTL相談所」は、1938年2月5日「沖繩縣告示第53号により、「沖繩縣立国頭愛楽園」と名称変更し、沖繩縣へ移管」された。(OMTL-3:6) 3時期には、理事として沖繩MTLを支えてきた花城武男については「七月〔二日〕花城理事福岡縣八幡氏の救世軍小隊長に転任の命を受け近日出発するにつき……」(OMTL-3:12)、そして阿嘉良薫については、「九月〔廿七日〕常務理事阿嘉良薫理事福島県平市日本バプテスト平教会に転任するにつき……」(OMTL-3:13)とあり、沖繩を離れることになった。3月11日、「国立愛楽園に赴任すべき塩沼栄之助及び同事務主任たるべき宮川量氏来島されたれば、常務理事一同両氏を旅館に訪問種々懇談す」(OMTL-3:14)とあることも指摘しておこ

う。

2-3-1. 「沖繩MTL報告書」第3号の「目次」「事務報告」からみた沖繩MTLのミッションと活動

『沖繩MTL報告書 特別記念號』（第3号）の目次は図2-3の通りである。「沖繩MTL報告書」第3号は、「特別記念號」と表紙に記され、第3号の表示はないが、これを3号期として措置し、論を進めたい。「特別記念號」は冊子体で編集されており、「沖繩MTL相談所」の設立を記念して、これまでの沖繩救癪の歴史を振り返り、今後の展望を述べる五本の投稿は、どれも沖繩のハンセン病問題に所縁の深い人たちから寄稿されている。それらの中で、服部團次郎の相談所移管に関わる投稿が、沖繩MTLの活動の現状を報告するものとなっている。ここではまず、野町良夫によ

・国頭愛楽園の設立まで	沖繩MTL理事長	鳥袋源一郎	一
・事務報告	全理事	北村健司	六
・MTL相談所の経営及国立移管について	全	服部團次郎	一四
・会計報告	全	野町良夫	一八
・沖繩救癩運動の今昔	前宮古療養所長	家坂幸三郎	二六
・沖繩MTLの前途	星塚敬愛園々長	林文雄	三〇
・沖繩救癩問題の急務	国頭愛楽園々長	塩沼英之助	三二
・沖繩を無癩県となす日まで	国頭愛楽園庶務課長	宮川量	三九
・感謝とお願い	入園者	青木恵哉	四三
・醸金者芳名			四六
・編集後記		野町良夫	五一

図2-3 沖繩MTL編（1937～1938）『沖繩MTL報告書 特別記念號』（第三號）目次

る「編集後記」からみてみたい。

「五月初旬に発送すべき報告書を十月の声を聞く頃やつとお届けすることが出来るやうな次第、遅延も甚だしく何んともお詫びの仕様も御座いません。偏に御寛恕を乞ひあげます◇本誌は単なる報告書と云はんよりはむしろ、本MTL事業が第一次段階を了へて将に第二段階へ飛躍せんとするときの記念号とも稱すべきものであります。◇第一段階を了へたと云ふのは即ち三井報恩会、其の他各位の絶大なる御支援に依つて建設することを得ました相談所に約一年間四十名以上の患者を收容保護し、最も困難とせられてゐた国立療養所建設の為の先駆的役割を十分に果し得たと共に、将に竣工成れる愛楽園に相談所建築物を寄附し、之が経営一切を同園に移管したことであります」(OMTL-3:51-52)。

上記に従う限り、3号期には既に「沖繩MTL相談所」の沖繩縣への移管が完了し、更に国立への移管手続が完了していたことが窺われる。この点に示される様に、3号期の沖繩MTLの活動は、「沖繩MTL相談所」の開所により、青木たち大堂原「仮收容所」への支援は廃止され、同相談所の維持・経営、そして沖繩縣及び国への移管手続

に関わる対応を中心とする活動に変容していく。まず「事務報告」から、これらの手続に関する記事を拾ってみたい。

「沖繩MTL相談所」の開所式後の1937年6月14日には、「事務所に於て理事会を開き、会務及び会計報告の後、一、相談所経営に関し内務省と連絡を取る件、二、縣下の中等学校及び小学校に寄附以来の件、三、一般募金の計画実行の方法 以上につき協議す」(OMTL-3,12)とあり、沖繩MTLとしては寄附・募金といった通常の事業をこなしつつ、内務省との折衝がこの時期に始まっている。そして7月27日に「服部理事内務省を訪問し、国立羽地療養所の建設さりし場合は、沖繩MTL相談所を寄附し度き希望を述べたり」(OMTL-3,12)とあり、8月10日には「那覇メソジスト教会牧師館にて理事会開き……服部理事より内務省との折衝につき報告有」と、記されている。ここでも沖繩MTLの中心を担ったのは服部團次郎であるが、その報告内容は示されていない。その後、8月20日は沖繩縣との折衝があり、「佐藤縣衛生課長は事務所を訪れ、当MTL所有の相談所敷地の購入方を依頼せり。同夜那覇市在住の各理事の意見を問ひ合せ、一同同意したれば翌廿一日野町、北村両理事縣衛生課を訪問し、同敷地二、六九九坪を国立療養所敷地の一部として縣当局に譲渡する事を回答す」(OMTL-3,13)

と、「沖繩MTL相談所」の沖繩縣への移管に際し、沖繩縣は「購入」という手続を打診したことになる。それに対して、沖繩MTL側は「譲渡する事」と「回答」した(OMTL-3:13)。

その後、11月8日、「島袋理事長、多田、北村両理事は縣衛生課を訪問し佐藤衛生課長に面会して当相談所を国立羽地療養所の完成の際寄附する件につき交渉をなす」とあり、11月15日には、事務所で開催された理事会にて、「相談所建築物及び其の附属品を国立羽地療養所へ寄附する件につき協議し、出席理事一同賛成可決、服部理事より寄附目録を発表して研究し、詳細は常務理事会に一任する事として散会す」とあることから、この時点で、沖繩縣から国立への移管が内定したことになる(OMTL-3:13)。翌1938年3月10日、「佐藤衛生課長より当MTL相談所の寄附申し出を承認する旨通告ありたり」とあるが(OMTL-3:14)、これは沖繩縣から国立への移管の前段として、沖繩縣への移管が、行政上、決定したことを示すものとおもわれる。

この移管過程に関する詳細は、管見の限り、これ以上詳細ではないが、「特別記念号」での服部の「MTL相談所の経営及国立移管について」から、若干の補足説明はできよう。

服部は、これまでの移管の過程を次のように総括している。

「而し尚本島内には縣の調査だけでも一千名余の病者あり(実数はその二倍三倍と言はれている)之等気の毒な病者達のある者はこの際MTLが再び奮起して、行く処もなき病者達の安住し得る住家を与へられん事を懇請して参りましたので、MTL一同は協議の上、国立療養所が出来る迄暫時的な癩相談所を建設差向困つてゐる病者達を収容してその生活を支持する事に決議しました。そしてこの事を縣当局に計りました処、快く承諾を得、尚御支援を御約束下さいましたので病者青木氏の所有になる現在の敷地を譲り受けまして之に官有地の一部を借用して、資金は三井報

恩会に御依頼致す事にしてこの計画をすゝめて参つたのであります。三井報恩会方に願書を提出しましたところ特別な御同情をもつて御支援下さる事になり、九千五百円といふ破格の資金交付を受けてこの計画は実現するに至つたのであります」(服部,1938,OMTL-3:14-15)。

既に自明なことではあるが、ここで確認しておきたい点は、青木は、自らが購入した大堂原の土地を沖繩MTLに譲渡し、沖繩MTLは、三井報恩会の資金援助を受け、「沖繩MTL相談所」を構築し、それを沖繩縣に「寄付」し、沖繩縣はそれを国に移管したという過程である。服部が指摘するように、「沖繩MTL相談所」は「国立療養所が出来る迄」の「暫時的な癩相談所」であり、そのことは、次の服部の述懐と「特別記念号」の表紙を飾った「沖繩MTL相談所」の全景写真の背景にみえる国頭愛楽園の既に数棟の完成した構築物の姿から読み取れる。

「遂に昨年の五月、本館、宿舍、病舎と四棟の建物が完成しまして、開所式を終え、直ちに四十名の病者を収容して事務員一名、看護婦一名をおいて相談所の経営を開始した次第であります。之までの事に就きましては既に前号報告書に詳細御報告申し上げた所ありますが、其の後幾多の困難と障害があつたに拘らず、今年四月まだこの経営を続けて参つたのであります」(服部,1938,OMTL-3:15)。

「沖繩MTL相談所」の4棟の構築物は、やがてこの表紙写真の背景にある国頭愛楽園に吸収されることになるが、この移管が必要になるのは、上記の引用の末尾に示されている相談所の「経営」という経済的問題を背景としている。その経営の実情を、服部は次のように記している。

「特にこの[相談所の経営の]為には月四百円近くの費用を要し、資力の乏しいMTLとし

ましては相当の困難を覚えた次第でありましたが、幸い三井報恩会の特別な御同情につて更に二千円の経常経費の補助が与へられ、又皆様方の厚きご同情と御支援によりまして今日迄兎にも角にも病者たちに腹の減る思ひをさせる事も無く、平和裡に協同生活を楽しませる事の出来得ました事は何とも感謝の言葉無い次第であります」(服部,1938,OMTL-3:15)。

ここからは、三井報恩会の寄付により、窮地は凌げたが、相談所の経営には月額約四百円が必要であり、その調達が困難であるという実情が示されている。ところで、ここで指摘された「今日迄兎にも角にも病者たちに腹の減る思ひをさせる事も無く、平和裡に協同生活を楽しませる事の出来得ました事」の一端について、入所した青木は、次の述懐を残している。

「[開所]式終了後、わたしたちは入所を希望してやってきた新しい病友三十名とともに計四十五名が各室に割り当てられた。男子室は、八畳六つ、そのうち一室は四名、残りは五名ずつ、女子室は八畳が四つ、一室に四名ずつ、鼻をつく木の香、さわやかな青畳の感触！涙がこぼれて仕方なかった。他の病友たちも皆鼻をすすっていた。実をいえば、工事中から入所希望者はもっとたくさんあったのだが、MTLの都合で四十五名しか収容できず、残りは断られたのであった」(青木,1972:278)。

青木のこの述懐からは、それまでの生活の悲惨さが照射されるが、同時代の沖繩社会からすると、かなり恵まれた居住環境であったことが、窺える。青木にとって、畳の上での生活は、おそらくは屋部隔離所時代以来であったことであろう。しかし、こうした恵まれた居住環境が構築されたことには、次の理由があった。

服部は続けて、以下の事情を説明する。

「MTLの建設になる相談所も暫時のものとしては可成立派な建物が出来上がりましたが、之は療養所に対して地元民の理解を得る為、始は特にむさくるしくないものを建ててほしいとの縣当局の要求に沿ふ為でありまして、もと、国立実現までの積りでこの計画を進めたものであり、又早くから国立敷地を現相談所方面に変更されん事を慫慂して、もし之が実現するならば、MTLの事業一切は移管する様約しておきましたので、その実現は特に切望する所であり、及ばず乍ら、陰にありてその実現を御援助申し上げた様な次第でありました」(服部,1938,OMTL-3:16)。

ここからみえてくることは、沖繩MTLは、最初から国立移管を念頭に置いて、相談所の構築を構想してきた点である。そして、それを前提に、沖繩縣から、相談所および療養所の「地元民の理解」を引き出すために、「特にむさくるしくないものを建ててほしい」旨の「要求」に答える仕方、「暫時のものとしては可成立派な建物が出来上が」ったことになる。沖繩MTLと沖繩縣との折衝の一端は、このことであり、そしてそれは国立移管を共に志向するなかで、両者による折衝がなされたことになろう。相談所の出来栄は、野町の「編集後記」に、次のように記されている。

「さもあれ、療養所建設にあくまで反対し、流血の惨事まで惹起した羽地損屋我地鳥の一角には今や堂々たる五十棟の建物がドツシリとその偉容を誇つてをり、地元村民よく之を理解するのみならず、既に沖繩名物の一つにならうとしてをる。過ぐる盆の日には約千名程のものがゾロ、と見物に来る由、まさに快心事でなくしてなんであらう。」(野町,1938,OMTL-3:52-53)

さて、「沖繩MTL相談所」の経営に関する論点に戻ろう。服部は、資力のない沖繩MTLによる「不完全な相談所の経営」を継続するよりは、

「国立の如き完全なもの」による経営が、病者たちの福利厚生に相応しいことを、以下のように述べる（服部,1938,OMTL-3:16）。

「又、私達としましては、不完全な相談所の経営を続けて行くよりは一日も早く国立の如き完全なものが出来て、尚多くの病者達が收容される事がどれだけ望ましいことか知れません。只この上は之迄世話して来ました四〇名の病者たちが、眞に相談所生活を意義あらしめる為国立療養所の基礎となつて、かりそめにも療養所の今後の方針に対して支障となることの無い様にと祈らざるを得ません」

服部をはじめ沖繩MTLも当時の沖繩縣も、国立療養所が前提とされ、府縣立療養所としての持続的な経営構想が希薄であったのは、「癩予防ニ関スル法律中改正法律案参考資料件」において既に確認した「患者ノ入所費」は「国庫又ハ道府縣ニ於テ之ヲ負担ス」（12[347]）を前提に、経済状況の悪い当時の沖繩縣が二つの療養所を抱えることを回避する沖繩縣側の利害と、内務省令衛生局の療養所の国立化という方向が一致していたことと無関係ではあるまい。

先に示したが、11月8日の、島袋理事長、多田、北村両理事と沖繩縣の佐藤衛生課長と面会し、「当相談所を国立羽地療養所の完成の際寄附する件につき交渉」を享け、11月15日に開催された理事会で、「相談所建築物及び其の附属品を国立羽地療養所へ寄附する件」で、「服部理事より寄附目録を発表して研究し、詳細は常務理事会に一任する事」とあるが、服部は、相談所の沖繩縣への「寄附」の詳細に関して、次の様に記している。

「国立療養所は昨年末より工事に着手致され、名も国頭愛楽園として生まれ出で、今年一部開園の運びに至りましたので、MTL相談所は当初の約束の如くその儘国頭愛楽園の経営に移管してしまつたのであります。そしてMTLの所有地と宿舎一棟は売渡し、三棟の

病棟及び備品は同園に寄附する事に決定致しましたからどうか御了承を願ひたいと存じます」（服部,1938,OMTL-3:16）。

ここでは国立移管がすでに内定していたことが示される。法手続き上の移管は、沖繩縣告示第五十三号（1938年2月28日）により、「国立療養所国頭愛楽園」が誕生した。

沖繩MTLは、療養所構築という困難な課題を解決したことにより、その役割もまた大きく変容することになる。この件に関して、服部は次の様に記している。

「之で、私達MTLは今日迄の沖繩救癩の先駆的役割を果して、この方面は国頭愛楽園の新進気鋭の皆様方に御委せ致す事となつたのでありますが、併し之をもつて沖繩MTLは決してその活動を停止したのではなく、更に宮古療養所、国頭愛楽園のご活動を背後から御助けして、凡手の方面に於いて不便多く活動の困難な本縣にしかも、癩者の数に於いて全国第一位といふ汚名を着せられて居ります現状を打破して、その根絶を期する為更に努力を続け度いと願つてゐる次第であります」（服部,1938,OMTL-3:16-17）。

有病率の高さにも拘わらず、依然として收容能力に問題をもつ点に、沖繩MTLの課題は残されているものの、国頭愛楽園の誕生により、「本MTL事業が第一次段階を了へて将に第二段階へ飛躍せんとするとき」（野町,1938,OMTL-3:51）を迎え、漸く沖繩MTLは、療養所を側面から支援する通常のMTLに近づくことになる。この意味において、「記念号」は、沖繩MTLの転換点にあるといえよう。同号は、「第二段階」の沖繩MTLの役割について、その巻末に、頁数を振らず、約三頁分の折込の紙幅で「沖繩MTL事業を御支援下さい」という記事が、図2-3-1の如く記されている（OMTL-3）。

そこに記されていることは、どれも、療養所を前

「本年度事業」 「【一】本年度に於ける沖繩MTL事業計画の主なるもの

第一、伝道、慰問。

第二、一般啓蒙運動—講演開催、パンフレットの発行等による啓蒙運動

第三、十坪住宅運動—宮古、国頭両国立療養所に毎年十坪住宅一棟を献じ、収容患者を少しでも多くする運動、一棟の建設費は八百円より一千元程度のもの。

第四、部落隔離運動—隔離の急を要する患者多き部落を指定して仮収容小屋を造り、国立療養所に収容し切れない病者を救済する運動。一部落五十円宛七ヶ村の予定。

第五、献木、献本運動—宮古、国頭両国立療養所に書籍と苗木を献じ、図書の実を計り、園内を美化する運動。

第六、その他必要な事業

当沖繩MTLは昭和十年五月創設以来今日まで凡ゆる辛酸労苦に克く堪えて、本縣救癩の難業に尽瘁して参りました。……併しながら現在のところ愛楽園に収容される人員は焼く三百名に過ぎず、猶未収容の病者は二千名に近いと推定されます。されば沖繩MTLは本縣内に在る宮古、国頭両国立療養所と提携呼応してさらに救癩戦線を拡張強化し、本縣癩根絶に向かつて邁進しなければなりません。之が為には本年度も約四千元の予算を以て右に記しました様な事業計画を樹て、既に着々実行しつつ、ありますが、皆様の精神的、経済的御支援なくしては到底その目的を達成することは出来ません。

何卒本縣救癩の為に当MTLの側面的運動が是非とも必要であることを御賢察下さいまして、この上ながら御支援、御鞭撻下さいますやう、偏に御請願申し上げます。

図2-3-1 「沖繩MTL報告書 特別記念號」広告

提とする事業に該当するが、唯一、沖繩固有の事業は、収容人員をはるかに超える患者たちの救護方の問題である。これに対応するのが、「第四、部落隔離運動」であろう。当時の沖繩固有の事情が、依然として、沖繩MTLの働きを必要としている。このようにいうことができよう。

2-3-2. 3号期会計期（1936.2～1937.2）の会計報告からみた沖繩MTLの活動

3号期会計期の歳入歳出決算は表2-3-1及び表2-3-2の通りである。3号期会計期に入り、会計費目の構造が定式化され、「款項目」欄が新設され、歳入には「会費」「補助金」「特別寄付」「雑収入」「前年度繰越金」の五款が、歳出には「事務所費」「相談所費」「相談所建設費」の三款が、設定されている。歳出には、各款ごとに「項」と「目」が設定されている。『沖繩MTL』の1号から5号を通して、「特別記念号」の3号期会計期が、中でも一番、厳格な会計

記載形式をとっている。これは、3号期会計期に相談所の構築が具体化され、巨額の流通がなされたことに起因するものとみてよいだろう。取り分け歳出の「款項目」は厳格である。因みに、4号期以降は、「款項目」欄こそ維持されているが、2号期以前の大まかな費目設定に戻っている。

歳出の各「款項目」について、みていこう。「第一款 事務所費」は、第一項から順に「事務所費」「事業費」「募金費」「予備費」の四項である。「第一項 事務所費」の「目」は、番号順に、「給料」「雑給」「家賃」「会議費」「需用費」「雑費」の六目から成る。「第二項 事業費」の「目」は、番号順に、「宣伝費」「救護費」「慰問費」の三目から成る。これらは、沖繩MTLの、MTLとしての通常的な事業に対する費目である。「第三項 募金費」と「第四項 予備費」の「目」は各「項」と同一の費目である。

「第二款 相談所費」は、第一項から順に「事務所費」「患者費」「建築費」の三項である。「第

昭和12年度歳入歳出決算書 歳入ノ部							
歳入ノ部	款	項	目	決算額	予算額	差引	備考
						増 減	
第一款	会費			915,00	215,00	215,00	
	第一項	会費		915,00	700,00	215,00	
		第一目	会費	915,00	700,00	215,00	終身及普通会員29名分
第二款	補助金			3240,00	4350,00		1110,00
	第一項	補助金		3240,00	4350,00		1110,00
		第一目	補助金	3240,00	4350,00		三井2000,00、那覇市450,00 (1ヶ年半分)町村(39)790,00
第三款	特別寄附金			763,83	2087,06		
	第一項	特別寄附金		763,83	2087,06		1323,24
		第一目	特別寄附金	763,83	2087,06		1323,24
							100口分
第四款	雑収入			958,43		958,43	土地代648,80、建物代250,00、 小舟代29,20、利子其他30,43
第一項	雑収入			958,43		958,43	
		第一目	雑収入	958,43		958,43	
第五款	前年度繰越金			482,94			
第一項	前年度繰越金			482,94			
		第一目	前年度繰越金	482,94			
			合計	6360,19	7620,00		1259,81

表2-3-1 3号会計期の歳入決算(1937年4月1日から1938年3月31日までの1937年度会計)

※『沖繩MTL報告書 特別記念號』(第三號)「会計決算報告書」より作成

一項 事務費」の「目」は、番号順に、「給料」「雑給」「需用費」「雑費」の四目から成る。「第二項 患者費」の「目」は、番号順に、「賄費」「被服費」「需用費」「医療費」「消毒費」「輸送費」「慰安費」「埋葬費」の八目から成り、「沖繩MTL相談所」の経営体制が、これらの費目から照射できる。「第三項 建築費」の「目」は、番号順に、「修繕費」「保険費」の二目から成る。相談所の維持・運営にはやはり手も金額も、それなりにがかかることが、ここから窺える。「第四項 予備費」の「目」は、「項」と同一の費用である。

「第三款 相談所費」の「項」と「目」は、同「款」と同一の費目である。

3号会計期に特徴的な会計は、「沖繩MTL相談所」の運営に関わる事務員と看護婦の給料をはじめ、備品、消耗品、通信費、その他の手当が組

まれ、これまでは那覇市久米の沖繩MTL事務所のみの管理から、相談所の管理に着手する必要が生じ、「第二款 相談所費」の「事務費」が新設された。それと同時に、相談所に入所してきた病者たちの食費、被服費、病者の日用品・消耗品、医療と消毒、入所関連の輸送費、慰安費、埋葬費を含む「患者費」が新設された。この中の「需用費」の「備考」欄には「患者労力資金」とあるので、相談所では患者による作業が有償で行われていたことが、窺える。これらを含み、新設された「第二款 相談所費」の総額は、4228円20銭である。この会計期は1937年4月1日から1938年3月31日までだが、相談所は5月11日に開所していることを踏まえ、約11か月で換算すると、一か月約384円の支出となり、先に服部の指摘する月額400円の運営費が必要であるという件りとほぼ合致する。「第二款 相談所費」の新設が、この会計期

昭和12年度 歳出ノ部							
第一款	事務所費			1255,77	1500,00	244,23	
第一項	事務費			712,16	755,00	42,84	
		第一目	給料	240,00	24,00		書記給料月20円 12月ヶ月分
		第二目	雑給	211,49	180,00	31,49	理事六名、書記一名に対する年末慰勞、出張旅費、手当其他
		第三目	家賃	18,00	18,00		事務所借賃月1,50銭
		第四目	会議費	35,71	50,00		14,29
		第五目	需要費	154,73	217,00		62,27
		第六目	雑費	52,23	50,00	2,23	備品消耗品費、通信費、印刷費、薪炭料、香典料、其ノ他
第二項	事業費			250,71	400,00		149,29
		第一目	宣伝費	81,99	100,00		18,01
		第二目	救護費	117,40	200,00		82,60
		第三目	慰問費	51,23	100,00		48,68
第三項	募金費			292,90	300,00		7,10
		第一目	募金費	292,90	300,00		7,10
第四項	予備費				45,00		45,00
		第一目	予備費		45,00		45,00
第二款	相談所費			4228,30	6120,00		1891,80
第一項	事務費			1076,08	1600,00		523,92
		第一目	給料	636,89	1200,00		563,11
		第二目	雑給	332,85	200,00		旅費、年末慰勞、手当、其ノ他
		第三目	需要費	75,05	70,00	5,05	備品、消耗品、通信費、其ノ他
		第四目	雑費	31,29	30,00	1,29	
第二項	患者費			3072,12	4285,00		1212,88
		第一目	賄費	2189,67	2920,00		730,33
		第二目	被服費	35,35	250,00		214,65
		第三目	需要費	74,42	584,00	157,42	患者四十名、一ヶ年分
		第四目	医療費	30,25	300,00		269,75
		第五目	消毒費	35,40	80,00		44,60
		第六目	輸送費	11,48	70,00		58,52
		第七目	慰安費	28,55	80,00		51,45
		第八目	埋葬費	—	1,00		1,00
第三項	建築費			80,00	120,00		40,00
		第一目	修繕費	—	50,00		50,00
		第二目	保険費	80,00	70,00	10,00	
	第四項						
	予備費			—	115,00		115,00
		第一目	予備費	—	115,00		115,00
第三款	相談諸建設費			774,18			
第一項	相談諸建設費			774,18		774,18	
		第一目	相談諸建設費	774,18		774,18	昭和12年度内に通常会計より支出
			計	6258,15	762,00		1361,85

表2-3-2 3号期会計期の歳出決算（1937年4月1日から1938年3月31日までの1937年度会計）

※『沖繩MTL報告書 特別記念號』（第三號）「会計決算報告書」より作成

款	項	目	予算額	備考
事務所費			15000,00	
	事務費		7550,00	
		給料	2400,00	書記給料 月20円
		雑給	1800,00	旅費100円 傭人料10円 年末慰勞70円
		家賃	180,00	月一円五〇銭
		會議費	500,00	
		需要費	2170,00	備品消耗品費二五円 通信費八〇円 薪炭料一二円 印刷費一〇〇円
		雑費	500,00	
	事業費		4000,00	
		宣傳費	1000,00	
		患者救護費	2000,00	
		患者慰問費	1000,00	部落隔離所補助費等
	募金費		3000,00	
		募金費	3000,00	募金ニ関スル旅費、印刷費、通信費其他ノ諸費
	豫備費		450,00	
		豫備費	450,00	
相談所費			6120000	
	事務費		16000,00	
		給料	12000,00	事務員給料四二〇円 医師囑託手當三六〇円 看護婦給料四二〇円
		雑給	3000,00	旅費一七〇円 年末慰勞一〇〇円 臨時傭人料30円
		需要費	700,00	備品、消耗品、通信費
		雑費	300,00	
患者費			42850,00	
		賄費	29200,00	一人一日二〇銭宛四〇名分
		被服費	2500,00	一人六円二五銭
		需要費	3000,00	一人
		医療費	800,00	一人七円五〇銭
		消毒費	700,00	
		修養及び慰安費	800,00	
		埋葬費	100,0	
建築費			1200,00	
		修繕費	500,00	
		保険料	700,00	
豫備費			1150,00	
		豫備費	1150,00	
合計			12140円	*太字額合計

表2-3-3 1938年度予算案（1937年4月1日から1938年3月31日までの1937年度会計）
（※『沖縄MTL報告』第二号より作成）

の沖繩MTLの最大の特徴であるが、逆に相談所の完成により、青木たちの大草原「仮収容所」への救護の必要はなくなったため、救護費の位置づけが大きく変わり、3号会計期では「第一款 事務所費」における「第二項 事業費」の「第二目」に置かれ、これ以降の救護費は、病者が発見された際の一時救護のために執行される費用として位置づけられるものとなり、決算額も117円40銭と、2号期の1709円99銭から大幅に減少している。

新設されたもう一つは「第三款 相談所建設費」であり、774円18銭が支出されているが、その用途は、管見の限り、それを説明する文献・資料はみあたらない。相談所開所時に建設中であった国頭愛楽園との関連から派生した何らかの構築物に関する建設費（例えば両者の境界を示すもの）ということだけは、いえるであろう。なお、3号期会計では、「沖繩MTL癩相談所建設会計決算報告書」（OMTL-3:18）が別立てで示されている。そこで記された各費目は、主として沖繩MTL相談所建設に関わる費目であるが、会計期間が、「沖繩MTL会則」で規定された3月31日締めで4月1日始まりの会計年度の、前述したタイムラグを埋めるものであり、今回は考察から割愛した。3号会計期には、これまでは提示しなかった予算案を1936年度、1937年度のものに限り、図2-3-2.に掲げておく。1936年度該当の2号期において、3号期で示された「款項目」の原型がみいだされる。

2-4. 4号期の沖繩MTL

（1938年4月～1939年3月）

4号期の沖繩MTLは、「沖繩MTL相談所」の沖繩縣への移管が1938年2月5日に発令された「沖繩縣告示第53号」により完了し、「沖繩縣立国頭愛楽園」の誕生を迎えた。爾来、「沖繩MTL相談所」の横で継続されていた工事が完了し、1938年11月10日、「沖繩縣立国頭愛楽園」の開園式が開催された。このことにより、「沖繩MTL相談所」の「沖繩縣立国頭愛楽園」への発

展的解消により、沖繩MTLの役割は、新たな局面を迎えることになる。花城武男・阿嘉良薫・仙波安が「本土」に異動となり、「辞任」したのを享け、4月9日、「昭和会館に於て昭和十三年度の総会」にて、「阿嘉、花城、仙波の三理事の補欠として家坂幸三郎、塩沼英之助、宮川量の三氏を理事に推薦し、満場一致を以て可決した」（OMTL-4:2[476]）。また同会では、「沖繩MTL会則」第七条が改正され、理事の任期が一年から二年に改正され、また第「十五条の『本会即ハ昭和十一年二月十八日ヨリ之ヲ施行ス』の昭和十一年は誤字故に昭和十二と訂正する動議」があり、この「訂正」が承認された。また、阿嘉、花城、仙波の三理事が抜けたことにより、人材不足が生じたことから「理事重任」の承認を求める動議があり、それが承認されて、前述の家坂、塩沼、宮川の三理事の承認がなされたことも、付け加えておこう。4号期は国頭愛楽園の開園に際して、園関係者の出迎えや開園式の準備に終れる様子が「事務報告」から読み取れる。9月14日の常任理事会では、「来る愛楽園の開所式には当MTLからお祝として湯呑茶碗を職員及び患者に各一個ずつ寄贈する事」（OMTL-4:3[477]）とある。開園式への来賓への対応（「友となる会会長」の飯野十造牧師、田尻敢・愛生園医務課長、前田テイ・鹿児島敬愛園医官）も沖繩MTLが担い、座談会（11月14日）、講演会（11月14・15日に県立二中、一高女、二高女）を企画した（OMTL-4:3-4[477-478]）。また、6月24日に、野町が塩沼と「同道」の上、国頭村の「各病家を巡回慰問」とあり、9月13日に服部は「宮古療養所慰問旅行」で一週間、同療養所に滞在して「病友の慰問・伝道」を行い、更に南下して「八重山郡石垣島に渡り同地の患家を視察訪問」とある¹⁾。ここから、国頭愛楽園の設立により、患家及び病者の視察という新しい役割が発生したことが、窺える。尚、1939年2月7日に、「沖繩縣癩豫防協会創立総会が開催される」とあることも、付け加えておこう」（OMTL-4:4[478]）。これにより、沖繩の療養所二園の外郭団体は、沖繩MTL

・聖代の恵澤……………	島袋源一郎……………	一
・事務報告……………	北村健司……………	二
・療養所と沖繩MTL……………	服部團次郎……………	四
・沖繩MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ……………		五
・醸金者芳名……………		六
・昭和一三年度歳入歳出決算書……………	野町良夫……………	七
・編集室だより……………		八〔北村健司〕

図2-4 沖繩MTL編（1938～1939）『沖繩MTL報告』第四號 目次

と「沖繩縣癩豫防協会創立總會」の二組織となった。

2-4-1. 「沖繩MTL報告」第4号の「目次」「事務報告」からみた沖繩MTLのミッションと活動

『沖繩MTL報告』第4号の目次は図2-4の通りである。4号の「目次」は、「事務報告」と「醸金芳名」「歳入歳出決算書」を四本の記事が囲む構成であり、頁数も八頁と減少しており、これまでの号に比べて簡略化された感は否めない。

4号期の沖繩MTLは、五周年を迎え、野町という「第二段階」に入った沖繩MTLには、服部の、第4号への投稿題目が示す如く「療養所と沖繩MTL」の関係が、主題化される。それは、沖繩MTLの、一般的なMTLとしての力量が試される機会となる。沖繩MTLの課題は、「特別記念号」で予示された如く、国頭愛楽園の入所者への伝道と、愛楽園のキャパシティの問題から由来する、入所がかなわない病者たちの救護方の問題である。4号から野町の担当であった「編集後記」は、北村担当の「編集室だより」に名を変える。これは、野町が「募金の難事業に起つ事となり、去る九月十一日此の原稿を印刷所に持つて行く迄の仕事をして其の残りを私に託して、同日の午後鹿兒島経由で九州、関西、東京方面へ沖繩MTL満五周年記念事業としての愛楽園納骨堂建設の募金旅行に出発せられました」とのことによ

る（OMTL-4:8[482]）。北村は、野町の仕事を代替することになった事情とは、愛楽園納骨堂の構築の問題である。これに関して、北村は、次の様な自分の考えを披露する。

「療養所内に於いて納骨堂の存在は其周囲の庭園風の広場と共に考へますと、単に物故された患者の奥津城としてのみならず、在園車に取つては祈りの聖域として、黙想の地として、はた又憩いの場所として大いに価値を有するものであります」（北村,1939,OMTL-4:8[482]）。

「沖繩MTL報告」第4号では、「五周年記念事業」として、「国頭愛楽園に納骨堂を建設することを計画」し、それへの支援を訴える「沖繩MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ」の記事が、無署名で、即ち沖繩MTLの総意として、掲載されている。その冒頭では、沖繩にはハンセン病者が多いことを「沖繩の悩み」（OMTL-う:6[479]）と表明し、更に療養所が完成したが、その「収容能力の拡充」と共に、「内容充実」を訴え、この文脈で、納骨堂の問題が提起される。

「……目下は収容定員二百五十名のところ三百二十余名を収容してある状況で、これを以てしてもいかに収容能力の拡充が緊要であるかゞ如実に示される。それと共に考ふべき

は内容充実である殊に祖先崇拜の美風を有する本縣として墓地は最も大切にする関係上園に於て物故された病者の霊をまつる納骨堂の設立は是非必要であるとMTLに提願せられ、MTLとしても五周年記念事業として好個の題目にして先づ国頭愛楽園に納骨堂を建設することを計画した次第である。大方の援助を希望してやまない」(OMTL-4:6[480])。

だが、納骨堂建設の問題の背景には、ハンセン病に対する沖繩に特殊な事情が横たわっている。4号の一面は、島袋源一郎の「聖代の恵澤」である。その中で、島袋は、「今では宮古、国頭の両所で五百名以上の病者を収容することが出来、將に癩豫防協会等の活動によって拡張の機運が到来しつつある」(OMTL-4:2[476])と、「沖繩MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ」の前段における「沖繩の悩み」の深さを強調する論調と比して、かなり楽観的な論調である点が対比的ではあるが、それに続き、島袋は次の様に記す。

「然るに此世の識者に訴へんとする一事がある。それは他事ではない。折角国立療養所に共同生活を送つてゐる彼等病者中病魔の爲めに斃る、者勘からず此の場合他府縣とは違つて永い因習の然らしむる所、火葬に附しても遺骨を受取りに来ないもの多く、療養所では其の始末に困惑してゐると聞く。沖繩MTL茲に鑑る所あり、即ち納骨堂を建設提供して彼等気毒な靈魂の爲に安住の地を得させようと計画してゐる所以である。伏して希くば世の心ある人士の御賛同を得て之が実現を成就せしめられんことを」(島袋,1938,OMTL-4:2[476])。

ハンセン病死者を巡るこの問題は、当時の沖繩では火葬が一般化しておらず、不可解な点は残るものの、沖繩社会では、基本的に、ハンセン病死者は本葬をせず、そして本墓にも入れず、仮墓に、遺棄同然の埋葬をする習慣がみられた(中

村,2008)。この習慣を前提にすると、沖繩の療養所に納骨堂を設置することは必然化される。しかし、ここでは納骨堂の構築が、療養所の設置基準には入れられていないということが窺える。

その詳細を追うことは、今後の課題ではあるが、この点は、1931年法でも、所謂「終生隔離」を前提としていなかったことが、示されるかもしれない。それはともかく、沖繩MTLは、療養所構築後の大きな問題をみいだしたことになるが、その問題を提起した存在者について、「沖繩MTL五周年記念事業に御支援を乞ふ」では記されていないものの、島袋は「療養所では其の始末に困惑してゐると聞く」と指摘することから、これは国頭愛楽園に勤務する職員からの伝聞であろうことは、想像に難くないであろう。

4号における沖繩MTLの、もう一つの課題は、服部の指摘する「療養所と沖繩MTL」を巡る問題である。服部は、当時、名護町に住んでおり、国頭愛楽園とは物理的には比較的近いともいえよう。だが、国頭愛楽園は屋我地島という離島にある。

「那覇と国頭愛楽園の間にある名護町に住んでゐる私は自然沖繩MTLと愛楽園の連絡係りの様な立場にをかれて居ります。開園以来毎週木曜日に愛楽園を訪問して、昼は病者方の宗教団体に講話をなし夜は職員方有志と共に感謝で聖書研究を続けて居ります。又病者達の音楽隊が出来ましたのでその方の指導もやらされて居りますが果たして立派なオーケストラが出来上がるかどうかは今の処未定であります」(服部,1938,OMTL-4:4[478])。

服部の国頭愛楽園での日常の呼吸が、そのまま伝わってくる文章であるが、更に、服部は次の様にも記す。

「この様な次第で園外のものとしては比較的療養所内の事情も知る機会が多く、此処にその一端を述べさせて戴いて、私の報告に代えたいと存じます」(服部,1938,OMTL-

4:4[478])。

服部は、国頭愛楽園の慰問・伝道という沖縄MTLのミッションに基づき、愛楽園のインフォーマントとなり、そして療養所内に、職員以外で、出入りした最初の人物という位置づけになろう。この点で、療養所における宗教の立ち位置は、療養所と「社会」の間者ないし中間集団ということになる。

さて、服部は、自らに与えられた国頭愛楽園の慰問・伝道というミッションの達成の困難さを次の様に表現する。

「第一療養所の位置が非常に交通不便な上、総数四百名に近い団体生活としては欠く事の出来ない電話も電燈も無い事であり。急の用事が出来て電話をかけるにも海を渡つて、二時間の道を歩まなければなりません。暗いランプで我慢してみた燈火もこの頃の物資不足で石油の買入に困難を来たして居り、唯一の交通機関である自動車もガソリンの統制でその運轉が非常に制限され、従って職員方も病者達同様いつも園内に足止されて、日曜日になつても減多に島外へ出る事が出来ません。孤島苦の沖縄に必需品の欠乏は他縣よりずっと深刻であります。療養所の様な大家族にこの困難を切抜けて行く事は到底第三者の想像する事の出来ないものであります」(服部,1938,OMTL-4:4[478])。

現在の愛楽園へは、屋我地に橋がかけられ、自家用車で島内の一本道を飛ばすだけで、問題なくたどり着けるが、当時の屋我地島は「孤島苦」の現実にあったことの重い意味が、ここからみえてくる。取り分け、「療養所の様な大家族にこの困難を切抜けて行く事は到底第三者の想像する事の出来ないものであります」という現実は、職員にとって、大きな負担になることを、服部は指摘している。そして服部は、「果たしてこの様な無理が何時までも続くものでしょうか」と問い、「無

理は何時までも続くものではありません」と結論する(服部,1938,OMTL-4:5[479])。

「黙つて忍耐して働いてゐるからと云つて、若し他の人達が何も彼もそれに委せ切りで之を顧る事も無くその困難の一部を負担しやうとする志も示さなかつたなら、何時かはこの無理も少数の職員で支へ切れなくなつて来る様になるかも知れません。現に心の弱いある人達はこの困難に堪えられなくて遂に他の方面に逃げだしてしまつた様な者もあり、今後もある事と思はれます」(服部,1938,OMTL-4:5[479])。

ここで服部が問題にしているのは、「孤島苦」の中にある国頭愛楽園が、職員も、病者も、その「孤島苦」に堪えられず、内部崩壊を起こし、組織それ自体が破綻してしまうことであり、それは、ここで働く職員がいなくなること、あるいは病者は閉鎖的ないし封鎖的な状況から逃走を繰り返し、入所者がいなくなること、といった問題として、捉え返すことができる。そして、そうであるからこそ、この問題に、園外の人たちが関心を持ち、それを顧ることがなければ、いずれは組織が破綻してしまうという危機を服部は表現している。そして、その一端を、MTLはどう担うのか、このことこそが問われている。

「救癩戦線銃後の後援は一層強化されて来なければならぬと思います。全国に於ける各MTLはこの点非常に重大な使命を帯びていると思はれます。特に本縣の様に全国中一番恵まれてゐない療養所を支援して行かなければならぬ沖縄MTLの使命は決して従前に優るとも劣らない重要性のある事を痛感させられて居る次第であります。沖縄MTLの従前の働は一度愛楽園の方に譲り渡して、漸くほつとした体でありましたが、右の様な事情に促されて更に、新しい意気をもつて沖縄救癩戦線銃後運動にも乗り出し度いと存じ

て居ります。別項御報告申し上げました納骨堂の建設運動もこの一つであります」（服部,1938,OMTL-4:5[479]）。

服部が、病者にも、職員にも、信仰を媒介に、接触することを通して、愛楽園が抱えている問題がこの様な姿でみえて来るとすれば、確かに「沖繩MTLの従前の働は一度愛楽園の方に譲り渡して、漸くほつとした体」ではあると正直に告白してはいるものの、「新しい意気をもつて沖繩救癩戦線統後運動にも乗り出す」ことがなければ、愛楽園が、組織として続かないということへの危機感と、それに対向する意志が、服部の文体に込められている。服部のスタンスは、愛楽園に近くに住むということから開かれてきたものであり、それは恒常的に、病者にも職員にも、接触することが可能な立ち位置から開かれるものであり、那覇市中の他の理事には到底及びようもない独自のスタンスを築きあげたといえよう。そして服部は、こうした論脈の延長線上に、「納骨堂の建設運動」を位置づけており、『沖繩MTL』4号の他の記事とは異なる論を展開しているといえよう。

3号期において、沖繩MTLの事業方針が大きく変わり、「伝統・慰問」および「一般啓蒙運動」は以前と変わらぬ事業であるが、沖繩縣にある二つの療養所の病者の慰安と娯楽のために、「献本献木運動」が新たに加わった。更に沖繩二園の収容キャパシティの問題から「部落隔離運動」及び長島愛生園で展開された「十坪住宅運動」が、新たに加わり、それらに「納骨堂の建設」が加わったのが4号期の沖繩MTLであった。

2-4-3. 4号期会計期（1937.3～1938.3）の会計報告からみた沖繩MTLの活動

4号期会計期の支出決算は表2-4の通りである。4号会計期（1938.4～1939.3）では、「沖繩MTL相談所」が「沖繩縣立国頭愛楽園」に統合されたことを享け、沖繩MTL相談所の運営に関わる「相談所費」が廃止された。また「募金費」も廃止されている。事業内容の変更をもとに、大き

な変更をみせたのは、「事業費」であり、「宣伝費」「患者救護費」「患者慰問費」はそのまま継続され、新設されたのは、新に事業化された「献本献木運動費」「十坪住宅運動費」「部落隔離奨励費」である。また、国頭愛楽園の開園式に、職員と病者に「寄贈」した「湯呑茶碗」を含む「記念品費」として222円53銭が支出されている。記念品の内訳としては3号期の1938年度予算の「歳出ノ部」に記された「記念品費」の「備考」欄には、「理事長一名、相談所主任一名、常任理事二名ノ三年間無給奉仕ニ対スル謝礼、書記一名ニ対スル解雇手当、巡查一名ニ対スル記念品」（OMTL-3:25）と記されており、これらも含む支出総額が222円53銭ということになる。新設費目のうち、なぜか「患者救護費」と「患者慰問費」は執行されなかった。

最後に「醸金」に関してみておこう。4号会計期は醸金件数が大幅に減少したのが特徴である。これは国頭愛楽園の開園によるものとみることができる。沖繩縣内の醸金者の社会層は、市町村からのもの、及び病院・学校・協会といった団体が中心になる。沖繩縣外も、病院・学校・教会といった団体が中心になる。

註

- (1)「1938年10月～ 羽地方面、首里那覇方面、八重山方面からの病者収容」（『命』:444）とあるが、これは、この時の服部の八重山視察と関連するものとみることができる。

2-5. 5号期の沖繩MTL

（1939年4月～1940年3月）

5号期の沖繩MTLの課題は、服部の表現を借りると、沖繩の二つの療養所のための「納骨堂建設運動」の成就にあった。野町良夫による9月11日から10月20日にかけての「募金旅行」をはじめ、「縣内外での募金に奔走した」5号期中に、国頭愛楽園の納骨堂が完成し、宮古療養所では、「沖繩MTL報告書」第5号が刊行された6号期に、今亦「起工せんとす」と一面トップで島

款項目		決算額	予算額	差 引		備考
				増	減	
事務費		734,01	940,00		215,99	
	給 料	—	—	—	—	
	雑 給	202,67	500,00	—	297,33	
	家 賃	18,00	18,00	—	—	※
	會 議 費	24,99	35,00	—	10,01	
	需 要 費	231,68	187,00	46,67	—	※※
	雑 費	246,68	200,00	46,68	—	
事業費		556,09	2,050,00	—	1,493,91	
	宣 傳 費	9,00	300,00	—	291,00	
	患 者 救 護 費	84,85	300,00	—	215,15	
	患 者 慰 問 費	310,03	200,00	110,21	—	
	献本献木運動費	152,03	100,00	52,03		
	十坪住宅運動費	—	800,00	—	800,00	
	部落隔離奨励費	—	350,00	—	350,00	
募 金 費	募 金 費	廃止				
記 念 品 費		222,53	220,00	2,53	—	
豫 備 費						
	豫 備 費	—	140,00	—	140,00	
合 計		1,502,63	3,350,00		1,847,37	

※旅費107,72 年末慰労64,05 備人料30,90

※※消耗11,65 通信62,52 印刷145,50 薪炭12,00土地寄付者へ感謝150,00 其他96,68

表2-4 4号期会計期の歳出決算（1938年4月1日から1939年3月31日までの1938年度会計）

※『沖繩MTL報告』（第四號）「昭和十三年度歳入歳出決算報告書」より作成

袋の記した「只々感謝あるのみ」と題する記事に記されている（島袋,OMTL-5:1[483]）。5号期には、賀川豊彦の沖繩招聘が企画され、彼は1938年2月12日に来沖し、国頭愛楽園を訪問の後、宮古療養所、八重山を経て台湾に赴くことになった。また、回春病院の三浦清一が4月5日に、三井報恩会の遊佐敏彦が1940年1月6日に、来沖する等の件、そして愛楽園職員の出覇対応と慰労会の開催が、「事務報告」に記されている。尚、1941年2月13日、「本日より四五日間無宿の青年患者を隔離擁護をなし、三月二九日愛楽園に入園せしむ」（OMTL-5:2[484]）とあり、病者救護に関する方面での沖繩MTLの活躍の余地が残されて

いた。但し、この方面に関しては、「沖繩縣癩豫防協会」と競合する余地があり、沖繩MTLは、どこまで対応していたのか、管見の限り、定かではない。因みに、1941年7月1日、国立移管により「国立療養所沖繩愛楽園」へ名称変更がなされたことも付け加えておく。

2-5-1. 「沖繩MTL報告書」第5号の「目次」 「事務報告」からみた沖繩MTLのミッションと活動

「沖繩MTL報告書」第5号の「目次」は、図2-5の通りである。全4頁に減り、記事も二本に減り、「事務報告」「醸金者芳名」「予算書」

「編集後記」が、逆に充実している感は否めず、文字通り「沖繩MTL報告」ではなく、「報告書」としての性格が強い編集となっているが、鳥袋源一郎と服部團次郎による二本の記事が寄せられている。鳥袋は、「只々感激あるのみ」と題する一文の中で、「惟ふに世界の国際情勢は愈々多事多難を予想せらるゝの秋」、即ち沖繩戦の足音が微かに聞こえはじめてきた状況下、皇室を讃える文章を綴った後、「記念事業として」の沖繩の二つの療養所における納骨堂構築の報告をなし、「癩のみならず結核及花柳病を撲滅して縣民の地位を向上せしむるは、本縣の実情に照し、急務中の急務たらずばあらざるべからず」と結んでいる（鳥袋,OMTL-5:1[483]）。国際情勢が不定の中、鳥袋のこの文章は、沖繩知識人の同時代的なあり様の、時代制約的な一端を表しているのとれよう。それに対して、服部の文章は、戦争への微かな足音を感じつつも、聖フランチェスコの遺言を枕言葉に、自らの沖繩経験を重ねあわせ、自省的な文体になっている点が、印象的でありつつも、鳥袋の稿とは対照的である。服部は次の様に書き出す。

「『……罪のうちに生きてみた時癩病人を見ることは自分には大なる苦痛があつた。しかし神御自身が自分を彼等のうちに導かれて、自分は暫時そこに止まつてみた。彼等から去つて来た時、自分にとって苦々しく思はれてゐたものが甘美になり、快くなつて来た』とフランチェスコはその遺言の冒頭述べて居ります」（服部,OMTL-5:1[483]）。

聖フランチェスコは、「宴樂醉酒に浸つて居りました頃一日」に、「馬にまたがって自分の将来の事全き献身の事等に思をはせて街頭を進んで」と、「一人の重い病者」にであひ、「兩人の眼がピタリと合」つたので、聖フランチェスコは「ぞつと身の気のよだつ様な不愉快を感じ」、踵を返したが、「はつと我に還つて、非常な自責を感じ」、「持金全部を病人に與へその額に接吻した」という話を享けて（服部,OMTL-5:1[483]）、

服部は次の様にいう。

「病者に近づき病者をいたはる貴い機会を神によつて恵み與へられて居りながら自らまことに心冷たく愛なく世俗的で不精で折角の貴き機会を逸して何等なすなく過して来ました事は何と言つても申し訳ない事であります。賀川先生は癩者に対する愛こそ眞の神の愛であると申されたさうであります。自ら顧みてまことに恥しき次第であります。どうか皆様方の祈りに支へられて、如何にかして『つれづれの友となりても慰め』得るものとむもなり度願ひ求めてゐる次第であります」（服部,OMTL-5:1[483]）。

因みに、「事務報告」には、「服部理事は毎週一回木曜日愛楽園を訪問して患者のため説教をなし、職員有志のため聖書講義をなしたり」（服部,OMTL-5:2[484]）とあるが、名護町に居を構えていたからこそこの愛楽園通いではあるものの、それ故に賀川の講演会への参加がかなわなかつた服部の賀川講演に対する想像力が、この文体を陶冶したのであろう。

愛楽園通いの日常生活の中から生まれたこうした服部の述懐は、野町による異例に長い、そして沖繩MTLの終焉を予期しつつも残された可能性を惟う「編集後記」の文体に呼応する。野町は、その中で、納骨堂建設の報告をなした後、次の様に記す。

「療養所には慰問事業が絶対に必要であります。患者を收容しさへすればそれでよいと云ふなら、刑務所と選ぶところがありません。收容が癩根絶の近道であるところから世間では、收容して貰ひさへすればそれでさつぱりしてしまつたやうな気になる人がいないではありません。それ程でなくても病患を身に負うて入園した同胞をすゝんで慰めやうといふ人は尠ないのです」（野町,OMTL-5:4[486]）。

・ 只々感激あるのみ	沖繩MTL理事長	鳥袋源一郎	一
・ 真の愛		服部團次郎	一
・ 事務報告		北村健司	二
・ 醸金者芳名			二
・ 昭和一四年度歳入歳出決算書	会計理事	野町良夫	三
・ 昭和一五年度歳入歳予算書	会計理事	野町良夫	四
・ 編集後記		野町良夫	四
・ 追記		多田武一	四

図2-5 沖繩MTL編 (1939~1940) 『沖繩MTL報告書』第五號 目次
 ※【本号は目次なし】

服部のいう「どうか皆様方の祈りに支へられて、如何にかして『つれづれの友となりても慰め』得るものとむもなり度願ひ求めてゐる次第」の件を具体化すれば、それは野町のいう「病患を身に負うて入園した同胞をすゝんで慰めやうといふ人は尠ない」からこそ、慰問事業が必要になり、そしてその一端を、服部の国頭愛楽園での病者と職員に対する牧会が担っている現実から、如何なる状況を作り出しうるのか、という問いが、服部と野町の文体を一にしていると捉えることが出来よう。このことを踏まえ、更に野町の文章は続く。

「やはり救癩の根本は深い意味に於て慰めるといふことにあると思はれます。MTLの如き側面団体のなくてはならないのもそうした理由からでせう」(野町,OMTL-5:4[486])。

野町のこの一文は、家坂が『沖繩MTL報告書特別記念号』に記したの「予防策の中心思想は愛でなければならぬ。彼等病者を愛せよ、食を与へよ、安住の地を与へよ、奪ふなかれ……」(家坂,1938,OMTL-3:27)という主張とも響きあう、野町のMTL観を象徴している。それは、病者たちと共に在ることこそが、MTLの本質であり、それは療養所と共に在ることであり、そしてその限り、『沖繩MTL』第4号で服部が訴えた療養所の組織としての持続性に関わる患者及び職員への、外部からの応援・支援を担うことこそ、病者と職員の立ち位置に対する「側面」を

なす「側面団体」としての沖繩MTLの、これからの使命が、ここにあることを訴えかけるものと読み解くことは出来よう。この意味で、『沖繩MTL 特別記念号』に掲載された「沖繩MTLの前途」という寄稿文で林が指摘したことが、現実味を帯びてくる。

「沖繩MTLの他MTLに見ぬの壮烈な第一期はこゝに了つたと云ふべきであらう。第二の時代として愛楽園の開園がある。従来四十人に加ふるに二百五十名は新しく収容になるであらうが、それへの伝道はMTLの最も重要な任務である。それと共に療養所開設当時には多くの外よりの援助が必要であつて限られた公費を以ては出来ぬ。慰安会の事業の応援が必要である。鹿児島MTLが敬愛園開園と同時に設立され草創の時代を援助された事は眞に大きなものがあつた。かくてMTLは病者の伝道に、慰安に長く奮闘を続けるべきものである」(林,1938,OMTL-3:30)。

MTLは、国立療養所において、国庫では賄うことが出来ぬ精神的な慰安を担うことができる。そして、それが、国立療養所での生活において、その生活秩序を安定ならしめる一つの足場となる。その限り、国庫では成しえない宗教的営みを支える「側面団体」としてのMTL組織は、国立療養所運営の両輪となりうることを、林は述べている。この論点は、先にみた服部の、組織としての

款項目			決算額	予算額
事務費			638,72	623,00
	給料	廃止費目		
	雑給		355,98	300,00
	家賃		18,00	18,00
	會議費		31,30	25,00
	需要費		135,78	180,00
	雑費		97,66	100,00
事業費			447,12	400,00
	宣傳費		70,19	30,000
	救護費		51,43	50,00
	慰問費		237,46	320,00
	納骨堂費		88,04	2,000,00
豫備費				
	豫備費			177,00
合計			1,085,84	3,200,00
差引残金		2,572,90	*	

*現金158,75 銀行預金2,054,12 振替貯金330,03 貯蓄債権30,00

表2-5 5号期会計期の歳出決算
(1939年4月1日から1940年3月31日までの1939年度会計)

※「沖繩MTL報告書」(第五号)「昭和十三年度歳入歳出決算報告書」より作成

療養所の持続に関わる問題と呼応しあう。そして、野町は、このことを、療養所経営における「側面団体」の必要性の問題として、定式化させている。沖繩MTLと療養所の関係は、この意味において、重要な意味を持つ。

療養所に対して「側面団体」が果たすであろうその重要な意味を、野町による「編集後記」で確認しよう。野町は、次の一文で、「編集後記」を締め括る。

「沖繩MTLは皆様のなさけととりついで、いつまでも病友と職員とを慰める団体でありたいのです。この上ながらの御援助とおはげましを願つて熄ない次第です」(野町,OMTL-5:4[486])。

「皆様のなさけととりつ」ぐところに、沖繩らし

い情緒を覗うことのできるこの一文には、「いつまでも病友と職員とを慰める団体」としての沖繩MTLの、そしてそれを超えてMTLとしての、本質が表明されている。それに対して、多田武一による「編集後記」の「追記」は、次の様に告げる(野町,OMTL-5:4[486])。

「当MTLも時代の流れに天日解明の儀がありますが四月の定期総会で決定いたします」

管見の限り、これ以降の沖繩MTLの動静は、国頭愛楽園の機関紙「済井出」における納骨堂の完成を伝える「附録」以外に、みいだしえない。その後の沖繩MTLの活動は、『沖繩MTL報告書』第5号に掲載された6号期の予算案のみに、その動静を読み込むことができるだけである。

疑項目		予算額
会	費	150,00
補	助 費	1,000,00
特	別 寄 附 金	2,000,00
雑	収 入	32,20
過	年 度 収 入	744.9
前	年 度 繰 越 金	2,572,90
合	計	6,500,00

表2-6-1 6号期会計期の歳入予算案（1940年4月1日から1941年3月31日までの1940年度会計）

※『沖繩MTL報告書』（第五號）「昭和十四年度歳入歳出予算書」より作成

疑	項	目		
				600,00
			事 務 費	
廃	止	費 目	給 料	廃止費目
			雑 給	300,00
			家 賃	18,00
			會 議 費	30,00
			需 要 費	152,00
			雑 費	100,00
			事 業 費	5,700,00
			宣 傳 費	100,00
			救 護 費	50,00
			慰 問 費	300,00
			納 骨 堂 費	5,000,00
			臨 時 費	250,00
			豫 備 費	
			豫 備 費	200,00
			合 計	6,300,00

表2-6-2 6号期会計期の歳出予算案（1940年4月1日から1941年3月31日までの1940年度会計）

※『沖繩MTL報告書』（第五號）「昭和十四年度歳入歳出予算書」より作成

2-5-3. 5号期会計期（1937.3～1938.3）の会計報告からみた沖繩MTLの活動

5号期会計期の支出決算は表2-5の通りである。5号期会計期の支出決算は、これまで以上に簡略化された仕方になっている。「事務費」の「給料」が廃止されていることから、沖繩MTLの実質的な事務は、所謂正期の雇用から臨時の雇用になり、事務は理事たちによる自弁の状態に移行し、

組織としての働きが縮小傾向にあることが読み取れるであろう。新設されたのは、「事業費」中の「納骨堂費」であるが、88円4銭の決算額に対して当初の予算額は2000円とあり、大きな開きがある。沖繩県内の二つの療養所の納骨堂構築への取り組みが始まり、歳入が5号期の1907円31銭から3658円74銭へと、大幅に増大した。但し、5号期の「納骨堂費」の支出支出額は88円4銭であり、

かなり少ない支出となっている点が不可解である。

次に「醸金」についてみておこう。まず、沖繩MTL五周年記念事業・納骨堂建設運動による醸金の大幅増はあったが、沖繩縣内外ともこれまでの醸金者のリピートが多く、沖繩縣内の市町村および学校はやや減少している。ということは、「本土」に、数的に限定された理解者の社会層があり、その社会層の人たちに依存した歳入構造になっていることが、窺える。また、5号期に特徴的なのは、開園した国頭愛楽園関係者及び入所者からの醸金がみられる点である。そして、ここに、海外からはロスアンゼルス沖繩県人会が加わる。

縣外からの醸金に関しては、全体を通して、キリスト教関係のうち、日本基督教団が多数を占め、聖公会はおそらく回春病院長のライト、及びプール女学校が記されているのみであるが、しかし聖公会の中でも沖繩の救癩への関心が残っていたことが、ここから窺える。但し、この背景には、沖繩MTLと日本聖公会の関係の歪み、即ち当時の日本聖公会の救癩活動への無関心があり、偏に回春病院のみが療養所なき時代から支援をしていたという事情がある。この点は、回春病院の資金難による縮小という事態を考慮に入れなければならないが、それだけに、5号期における三浦清一司祭の来沖がもつ意味の検討が必要になろう。

管見の限り、最後とおもわれる6号期の沖繩MTLについて、みていこう。5号期会計期の支出決算は表2-6-1及び表2-6-2の通りである。歳入は、6500円とかなり多額の予算を計上している。「過年度収入」の費目が新設されているが、何に由来するのか、この資料だけでは不明である。歳出については、5号期の「記念品費」は消滅しているが、「款項目」の費目の大枠は異ならず、「事務費」「事業費」「予備費」の基本的な費目設定になっている。ただ「事業費」のうち、宮古療養所のための「納骨堂費」は5000円に計上されており、前年度の愛楽園の予算額2000円の倍以上、多く計上されている。また「事業費」に「臨時費」が新設されている。以上を踏まえる限り、宮古療養所の納骨堂建設が沖繩MTLの6号期に特

有の課題であり、それ以外は、慰問、伝道、救護、社会啓発等の、MTLとしての基本的な事業を展開させるための予算になっているといえよう。因みに4号期で新設された「部落隔離奨励費」は、同号期に新設されたにもかかわらず、予算執行されずに終り、5・6号期には、当該費目は削除されている。おそらくは病者の救護方のミッションも、沖繩MTLから消滅していったことが、推察される。

3. 沖繩MTLの同時代沖繩社会における社会的意味—おわりにかえて

これまで、沖繩MTLの、組織としてのミッションの構成とその意味を「沖繩MTL会則」から読み取り、更に、沖繩MTLの各号期ごとの活動とミッションのあり様を、同会の機関誌『沖繩MTL報告(書)』により、確認してきた。最後に、沖繩MTLが同時代の沖繩社会に対して、如何なる意味をもったのかを考察し、本稿を閉じることにしたい。ここでは、病者たち、沖繩縣、屋我地島民、沖繩社会、それぞれにとっての沖繩MTLについて、みてゆきたい。

3-1. 弱い病者たちにとっての沖繩MTL

まず、青木たち病者にとっての沖繩MTLについてみていこう。病者は、浮浪できる元気な者と、浮浪中の事故や怪我、あるいは病発で動けなくなった弱い病者たちに二分される。というのも、双方にとっての利害状況は、対立するからである。ここではまず青木のもとで生活を共にしていた弱い病者たちから、みていこう。この人たちの視点は、これらの人たちを世話し、精神的な救済も行っていた青木の視線に代替しうる。

青木は『選ばれた島』のなかで、次のように記している。

「大堂原での生活は張りがあった。貧しくともMTLの保護があるうえに追い立てを食う不安がなく、何よりも療養所建設の光明が見えている。その光明を見つめながらの朝夕

の礼拝はひとしお感謝に溢れていた。したがって、その頃の思い出もまたたのしい」（青木:1971:272）。

青木の大堂原仮収容所に関わるこの述懐は、屋部の隔離所で生活していた時の「たのしい」に次ぐ表現であろう。これは、屋部や安和のように、住民たちの「追い立て」を常に配慮しなければならなかった事態が、沖繩MTLの結成により、回避しうる機会を得たことに帰因する。この点で、弱い病者にとっても、かつて「占拠」したジャルマから大堂原への再移動（再上陸）を決断した次の青木の述懐が持つ意味は大きい。

「さいわい療養所建設の可能[性]がだんだん見えてきたようにわたしには思われた。ジャルマがすでに不完全ながら一つの救護所あるいは療養所みたいなものになっていたからである。救世軍の花城大尉に初めてお目にかかった時の話では、まず屋部に救護所をつくり、それから屋我地済井出部落の人々からとった言質を利用してこれを大堂原に移そうということであったが、その屋部からは追われて図らずもジャルマに救護所が生まれたわけだ。しかし、あの言質はよく考えてみると、『今後当局が療養所を作る時は反対しない』というのであって、わたしも村人も『当局』とは県当局のつもりであったから、今この言質を盾にジャルマの救護所を大堂原に移すとなるとちと筋が違う。部落の人々はそれはMTLの救護所であって県立の療養所ではないと言うかも知れない。もっともよい方法は県当局が大堂原に療養所を建設することだが、度重なる失敗に懲りている県は進言してもそんな言質ぐらいでは動きそうもない。こちらでちゃんと療養所の基礎を固めてから県に経営を移管するという形をとらなければ駄目である。とにかく大堂原に移住することだが、言質を盾にとつてうまくいきそうでもあるし、また再び追われそうでもある。が、

結局、わたしは行ってみることにした。『MTLが療養所を作るから来た』と空とほければ、部落では、療養所建設ということ自体を考え、『当局』という言葉にとらわれないで、もしくはそういう条件だったことには気がつかないで、言質の手前仕方がないと諦めるかもしれない。わたしは多分にそんな気がしてならなかった。そして鹿児島収容で十五名に減ったわたしたちは、貧しくささやかなクリスマスを祝った翌々日、すなわち二月二七日夕闇の迫る頃、六月以来わずか半年の滞在ではあったが、忘れ難いいろいろの思い出に満ちたジャルマ、愛するカルバリー島に別れを惜しみつつ憧れのカナン大堂原目指して出発した」（青木,1972:265-266）。

青木は大堂原再上陸に際して、同所での「占拠」を解いた際の済井出のシマ人たちとの間で取り付けた「言質」に確固たる自信はなかった。それは、青木には「療養所建設の光明」「療養所建設の可能[性]」が視えてきたからであり、そしてそれが視えてきたのは、回春病院や長島愛生園といった遠くの支援者ではなく、沖繩MTLという身近な支援者が登場したからである。このことが、再上陸への青木の決断を促したとすれば、青木の背中を押したのは沖繩MTLということになる。

この様に、青木をはじめ、弱い病者たちにとっての沖繩MTLとは、大きな存在になった。そして、青木はそのことに感謝するため、MOL（Mission of Lepers）的な考えを提案した。青木は、当時、次の様な一文を寄せた。

「大堂原にある我等もMTLの先生方や多くの同情者より尊い愛と恵みを頂戴するのみにして何一つ酬ゆる事は出来ませんが感恩の心に充たされて常に其人々の為祈る者となり屋我地島の一角に於ける靈的の燈明台となり多くの人々が天国に帰る小さい道しるべの一つとなる事を得ば何よりの幸福であり且つ報国報恩の一端とも信じ、各位の上に神の御

祝福を祈りつゝ、此稿を草す」(青木,OMTL-1:30[11])。

支援を受けるだけの受容的な存在を脱却して、支援に応える能力的な実存へと昇華しようというのが、青木の考えである。その具体的な事柄は、『選ばれた島』に記された次の一文から確認できる。

「その頃わたしは禁酒禁煙を提唱した。保護を受ける身が酒を飲み煙草を吸うのはぜいたくである。MTLへの感謝の気持を現わすために、ぜひ禁煙禁酒を実行しようじゃないかというのである。みんなは立ちどころに賛成した」(青木,1972:273)。

しかし、この提案を実行できる人たちは、多くはなかった。

3-2. 元気な病者たちにとっての沖繩MTL

次に物乞いに出ることのできる病者や、バクチャヤーで病者たちから金品を巻き上げ、「親玉」として振る舞っていた元気な病者にとって、沖繩MTLの存在は、物乞いや親玉の生業の機会を剥奪するものとなった。ここに弱い病者と元気な病者の利害関心の対立がある。つまり、沖繩MTLの存在は、大堂原仮収容所にいた弱い病者にとっては、支援を受けられる機会を提供してくれる存在であるのに対して、元気な病者たちにとっては、鹿児島収容にみられるように、市中に居た多くの病者が療養所に引き上げられることにより、金品を巻き上げる対象が存在しなくなり、更にバクチャヤーも掃討されてしまったら、市中に入ることさえもが困難になるからである。青木は、『選ばれた島』で、以下の様に記している。

「その頃那覇に病友相手に飲料水の商売をしている健康者の乞食があった。乞食であっても健康であれば共同井戸などから水を汲むことができたが、病者はそんなわけにはいかず

水には常に不自由していたのである。この健康者の乞食はわたしの病友勧誘が始まると自分の顧客が減るといので盛んにこぼしているということであった」(青木,1972:233)。

更に、この述懐の原型とでもいうべき当時の青木が認めたものとして、宮川量への書簡の中で、青木は次の一文を差し向ける。

「それに但からあるく乞食は此内容を知らず彼等は自分のよい事のみしてゐる様にして俺等の乞食が出来にくゝするものだ青木のスイを叩き折ってやれ カクヂ (アゴ) をはづしてやれ、ウントこらしめ内地へ追ひ返せなど、悪口暴言のそれもカゲ口故面と向かつてはあまり言ひません」宮川宛1935年9月6日付書簡 (青木⇒宮川,1935年9月6日:326)

こうした事態は、前述した癩と犯罪とのネクサスを想起させる。この書簡の一年後、青木は『沖繩MTL報告』第1号に、以下の文面を寄せている。

「あらゆる■難を経て神は彼等にゾアルの地を与え給ふた。それはジャルマと言って羽地村の沖にある周囲二丁程の一孤島であるが、水もなき離島の岩の下に二十名に余る患者が熊の如く穴居生活をして居た時の悲惨と哀はれは只知るものぞ知る。殊に一二のものは完全な療養所生活を標準として期待して要求して来るのであるからそれが満たされようはずもなく、不満を抱いて島より出て行く者もあった。又生活費の一部を与えて居た浮浪患者の如きも始め六十名を算して居たものが七十名となり、八十名となり、それ等が各々己が主観的な考を持ち俺等にもっと金を与えよと要求してくるのであったが、癩者に同情の薄い本縣においては募金の如きも容易に抄らず、或先生の如きはあまりに働きすぎて病気をなされし程なりしも、それを理解し同情する者は少く、或ものは自由に

「乞食が出来なくなったと言ってMTLの出来たことを嘆くものもある怒る者もある」(青木,1936,OMTL-1:27-28[11])

これはジャルマ時代の青木の述懐であるが、元氣な病者の中には、青木は金をもっていることを、恐らくは青木が支援した病友たちから聞き出し、ジャルマの青木に金品の要求をしてきたことを指している。この背景には、「癩予防法」により、「生活費」の補給の申請を出すことができたにも拘らず、青木にそれを求めて来る事態が横たわっている。生活費の補給は、確かに警察による管理はあるものの、同時代の沖縄において、当該者である病者たちに、どこまで生活費の補給の情報が共有されていたのか、という問題が、ここにはある。それは、「之が癩予防法ヲ宣伝ス」とした沖縄MTLが、敢えてそのようなことを会則に盛り込まざるを得なかった沖縄特有の事情があったことを、指し示してもいるといえよう。

以上で確認したことは、病者内にも利害の対立は生じるということであり、そしてこのことは、開園初期のどの療養所でも生じる入園者たちの対立の構図を先取りする出来事ともいえよう。国頭愛楽園でも、青木はある社会層の入園者から疎まれる存在でもあった。

3-3. 沖縄県にとっての沖縄MTL

次に、沖縄県にとっての沖縄MTLについて、みていこう。療養所の構築を失敗し続けた沖縄県にとって、療養所問題は喫緊の縣政課題であった。だが、嵐山事件以降、管見の限り、主だった動きはなかったようである。そのような時期に沖縄MTLが結成された。沖縄MTLには、那覇市助役・當間重剛、沖縄縣警・網島寛左衛門、縣衛生技官・江本七福といった人たちがつながりがあったが、それは療養所の問題が、病者たちの問題と重合しており、沖縄縣警察本部、那覇市、沖縄縣といった管轄が所掌する案件になっていたからである。この様な中で、相互の協力関係が構築されてはあったが、沖縄縣が挫折し続けた療養所

構築を、沖縄MTLは結成後約2年で「沖縄MTL相談所」を開所してしまったのであるから、沖縄縣は所謂面子を潰された形になる。服部は、この件で、沖縄縣は、「沖縄MTL相談所」の、同縣への移管を渋るのではないかと危惧していた。更に、国立移管問題も抱えていたが、三井報恩会、長島愛生園、そして内務省衛生局の高野六郎も会員であった日本MTL等からの支援を受け、沖縄縣と内務省を取り結ぶ役割を演じた。恐らくは、こうしたネットワークを所持していなかった沖縄縣が、同様のことを成し得られたか、問うてみる必要があるとおもわれるが、療養所構築やその経営・運営に関するノウハウを共有していた日本MTLとの関係が、沖縄MTLのこうした役回りを可能にさせたのであろう。

沖縄縣は、沖縄MTLによって確かに面子を潰された形ではあるが、しかし困難で喫緊の縣政課題をクリアすることができた。沖縄MTLは、「三井報恩会」、日本MTLといった「本土」の民間団体、更には「本土」在住者の沖縄MTLへの醸金に多くを拠っていたことを考えると、実際のところ、療養所の構築は、当時の沖縄縣内だけでは解決できなかった課題であり、沖縄MTLは民間団体であるからこそ、「本土」の民間及び民間団体から、多大な支援を引き出したということが、生涯出来るであろう。

3-4. 屋我地島民にとっての沖縄MTL

——厄介ものにもえながら……——

屋我地島民にとって、自分のシマに療養所が出来ることが、どれだけ堪え難かったかという点に関しては、大堂原「占拠」事件が、それを象徴している。済井出に療養所建設が決まりかける中、済井出のシマ社会は、執拗に沖縄MTLへの陳情を行い、更に地元説明会は険悪なまま終わった。恐らく済井出のシマ人たちが、沖縄MTLを敵対視した存在はないと考えられる。しかし「沖縄MTLの保護」(青木:1971:272)が、当時の病者たちの後ろ盾であったと、青木が指摘した様に、このことは、逆説的な表現ではあるが、済井

出のシマ社会にとっても、重要な意味を持っているということが出来る。というものも、青木は大堂原上陸の際、「また再び追われそうでもある」（青木:1971:266）と考えてもいたからであり、前回のことを考えると、今回も暴力的な追放を想起させるには、十分である。

しかし、青木たち病者と済井出のシマ社会との間には、「沖繩MTL」の介入があり、青木が暴力的追放を受ける可能性も、済井出のシマ社会も暴力的追放による逮捕者を出す可能性も、ともに、沖繩MTLが緩衝し、和らげる機会が、沖繩MTLの存在により、可能になると考えることができる。つまり、沖繩MTLの存在により、シマ人たちによる集合的な暴力を組織する必要はなくなる⁽¹⁾。屋我地島民にとっては、一見すると厄介者にもみえるのだが、沖繩MTLに負うた部分は、少なくともあるまい。

また、愛楽園は、最初から国立療養所として歴史を積み重ねたのではなく、最初は「沖繩MTL相談所」という私立の施設であり、しかもそこには「療養所」の文字はなく、沖繩縣からの指示もあり、観光施設に近い、当時としては立派な構築物であったため、済井出のシマ人たちの偏見を、少しでも和らげることができたのであろう。これを出発点に、「沖繩縣立国頭愛楽園」、そして「国立療養所沖繩愛楽園」へと段階的に脱皮していった療養所は、愛楽園以外にはない。

4-5. 沖繩社会にとっての沖繩MTL

——「おわりに」かえて——

以上で、沖繩MTLが同時代の沖繩社会に対して、どのような意味を持つ組織であったのかを、同組織が関わった病者・沖繩縣・済井出のシマ社会という三者から成る他者の視点のもとに考察してきた。その中で、沖繩MTLの立ち位置は、先述した「青木たち病者と済井出のシマ社会との間には、『沖繩MTL』の介入があり」という一文に象徴されよう。

それは、向き合う他者によって、様々に変形する。例えば、沖繩社会とハンセン病罹患者との

間、公的な世界とハンセン病罹患者の間を、取り持った媒介者としての沖繩MTLということが出来る。更には、沖繩縣と内務省の間、沖繩縣と三井報恩会の間、あるいは弱い病者と元気な病者との間、沖繩の病者と「本土」の療養所の間、更には済井出のシマ人と沖繩縣の間、済井出のシマ社会と青木恵哉の間を、取り持った媒介者としての沖繩MTLということが、できよう。この点において、沖繩MTLは、病者と、病者を排除したその外部に広がる社会的世界との間を媒介する中間集団として位置づけられる。そして、この位置づけを可能ならしめるのは、沖繩MTLがキリスト教信仰を基盤とする宗教のもつ関係構成的な向性 *Vergesellschaftung* による。その種を蒔いたのは、青木恵哉の信仰である。

沖繩MTLの結成に加わった花城と服部は、青木恵哉が病者たちに伝道を行い、病者たちにしっかりとした信仰を持たせたことへの共鳴を端緒に、生まれた。爾来、キリスト教信仰を持つ者たちの間に、当時の青木たち病者が抱えていた現実が、情報として広まり、そこから多大な支援を引き出した。通常であれば、病者と健康者（非ハンセン病者）とは、何等の関わりもなく、健康者は病者と利害関係を持つことも、その必要もない。これが、病者と非病者の所謂〈無関係の関係〉であるが、この関係が持続する間、非病者によって病者は顧られず、無視を被ることになる。これが、病者と非病者との、分断の構図であるとしたら、この分断の垣根を越えることは、かなり困難になる。両者の間には、共通する媒介項が存在しないのであるから。しかし、宗教的信仰は、いとも容易に、この分断を越えることができることを、青木の信仰は実証している。それを可能ならしめたのは、青木の信仰が持つ共鳴性（関係構成的な向性）である。つまり、宗教的信仰の世界は、知らない人たちの間に、信仰という共通の媒介項が先験的に潜在しており、それは潜在のままの状態である場合もあるが、信仰を持つことが一たび判ると、そこに一つの新たな意味の世界が開かれていく。このような関係の編み方により、沖繩MTL

は、実際に、国内から、そして海外移民たちからも、問題状況の理解と醸金支援を引き出したのであろう。要するに、宗教が開く中間領域的な性格とは、知りあいとそうでない人との間に、いとも用意に共通の意味世界を作り出す関係構成的な向性に基づけられるのであり、沖縄MTLはこの向性により、「本土」・海外を巻き込んだ沖縄MTLの社会分化と社会圏の拡大をもたらした。それは、同時代沖縄のハンセン病問題に関する公衆の形成を意味しよう。そして、それは、世界規模での動きになっていったが、その端緒は、青木恵哉の日常生活のあり様であり、そこから形成された日常生活上の社会圏に、花城武男と服部団次郎の社会圏が重なり、そして沖縄MTLによる集团的・組織的な分化の在り様が重なり合い、大きく広がる社会分化（Simmel）に行き着いた。その在り様は、「沖縄MTL報告（書）」の「醸金名簿」を組織させた。

小さな組織である沖縄MTLが、短期間で大きな事業成果を築き上げたのは、この様な理由からであると考えられる。『沖縄MTL報告（書）』の「錬金者労名」リストは、当時の沖縄社会だけでは達成困難な社会事業を、可能にしたことを現わしているのではないだろうか。

註

(1) 済井出と沖縄MTLの関係については、同シマ出身の上地一史の存在を考慮する必要がある。

参考文献

青木恵哉（1985）「天国の星影」沖縄MTL編（1936.2）『沖縄MTL報告 第一號（昭和十年五月－昭和十一年一月）』沖縄MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第五卷』（2002）不二出版
 青木恵哉（?→1935.9）「血涙を以て綴る癩者の書簡翰」『日本MTL』第55號⇒『ハンセン病問題資料集成 補巻17巻』（2009）不二出版
 青木恵哉（1935.9.6）「宮川宛1935年9月6日付書簡」⇒沖縄愛楽園自治会編（2006）『沖縄県ハ

ンセン病問題証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会
 青木恵哉（?→1935）「追はれ行く癩者よりの手紙」〔青木⇒林,1935〕『見よこの悲惨 救を待つ沖縄の癩者（日本MTL長島支部パンフレット No.2）』沖縄MTL編〔日本MTL後援〕⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四卷』（2002）不二出版
 青木恵哉（1938）「感謝と御願ひ」沖縄MTL編（1938.10?）『沖縄MTL報告書 特別記念號（昭和十四年四月－昭和十五年三月）』沖縄MTL
 青木恵哉（1972）『選ばれた島』新教出版
 猪飼隆明（2005）『「生の隔離」と隔離政策——ハンナ・リデルと日本の選択』熊本出版文化会館
 家坂幸三郎（1938）「沖縄救癩運動の今昔」沖縄MTL編（1938.10?）『沖縄MTL報告書 特別記念號（昭和十四年四月－昭和十五年三月）』沖縄MTL
 石川秀正（1994）『沖縄キリスト教史——排除と容認の軌跡』いのちのことば社
 石本静鳩（1935.9）「癩を正しく理解せよ——病者の立場より観る」『日本MTL』第55號⇒『ハンセン病問題資料集成 補巻17』（2009）不二出版
 上原信雄編（1964）『沖縄救癩史』私家版
 沖縄愛楽園自治会編（1989）『命ひたすら——療養50年史——』沖縄愛楽園自治会
 沖縄愛楽園自治会編（2006）『沖縄県ハンセン病問題証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会
 沖縄キリスト教協議会編（1972）『沖縄キリスト教史料』沖縄キリスト教協議会、いのちのことば社
 沖縄MTL編（1935.8.）『沖縄の癩者を救へ!!』沖縄MTL編〔日本MTL後援〕⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四卷』（2002）不二出版
 沖縄MTL編（1935.■）『見よこの悲惨 救を待つ沖縄の癩者（日本MTL長島支部パンフレッ

- ト No.2)』沖繩MTL編[日本MTL後援]⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四卷』不二出版、所収
- 沖繩MTL編 (1936.2)『沖繩MTL報告 第一號 (昭和十年五月 - 昭和十一年一月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第五卷』(2002)不二出版
- 沖繩MTL編?【筆者不記載】(1937.3)「沖繩MTL相談所設立に際して」『日本MTL』第73號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17』(2009)不二出版
- 沖繩MTL編 (1937.5)『沖繩MTL報告 第二號 (昭和十一年二月 - 昭和十二年二月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第6卷』(2002)不二出版
- 沖繩MTL編 (1938.10?)『沖繩MTL報告書 特別記念號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖繩MTL【第三號と表記】
- 沖繩MTL編 (1938.9)『沖繩MTL報告 第四號 (昭和十三年四月 - 昭和十四年三月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷19』(2009)不二出版
- 沖繩MTL編 (1941.2)『沖繩MTL報告書 第五號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷19』(2009)不二出版
- 賀川豊彦・安達賢藏・下村宏・高野六郎・光田健介・服部團次郎 (1935.10)「沖繩の癩事情座談會」『日本MTL』第56號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17』(2009)不二出版
- 塩沼英之助 (1938)「沖繩救癩問題の急務」沖繩MTL編 (1938.10?)『沖繩MTL報告書 特別記念號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖繩MTL
- 島袋源一郎 (1939)「聖代の恵澤」『沖繩MTL報告 第四號 (昭和十三年四月 - 昭和十四年三月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷19』(2009)不二出版
- 島袋源一郎 (1940)「只々感激あるのみ」『沖繩MTL報告書 第五號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷19』(2009)不二出版
- 服部團次郎 (1935.8)「沖繩の癩者救済に就て——廣く一般のご同情御援助を仰ぐ——」沖繩MTL編『沖繩の癩者を救へ!!』沖繩MTL編[日本MTL後援]所収⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四卷』(2002)不二出版
- 服部團次郎 (1937)「沖繩MTL相談所の設立に就て」沖繩MTL編 (1937.5)『沖繩MTL報告 第二號 (昭和十一年二月 - 昭和十二年二月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第6卷』(2002)不二出版
- 服部團次郎 (1938)「MTL相談所の国立移管について」沖繩MTL編 (1938.10?)『沖繩MTL報告書 特別記念號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖繩MTL
- 服部團次郎 (1939)「療養所と沖繩MTL」『沖繩MTL報告 第四號 (昭和十三年四月 - 昭和十四年三月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷19』(2009)不二出版
- 服部團次郎 (1940)「眞の愛」『沖繩MTL報告書 第五號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷19』(2009)不二出版
- 服部團次郎 (1968)『沖繩キリスト教史』キリスト新聞社
- 服部團次郎 (1979)『沖繩から筑豊へ——その谷に塔を立てよ』葦書房
- 林文雄 (1935.8)「台湾・沖繩のMTLの活動」『日本MTL』第54號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17』(2009)不二出版
- 林文雄 (1935.8)「沖繩の癩——この暴逆を坐視せんや」沖繩MTL編『沖繩の癩者を救へ!!』沖繩MTL編⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四卷』(2002)不二出版
- 林文雄 (1935.11)「癩や淋病は遺伝病なりや」『日本MTL』第57號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17卷』(2009)不二出版
- 林文雄 (1938)「沖繩MTLの前途」『沖繩MTL報告書 特別記念號 (昭和十四年四月 - 昭和十五年三月)』沖繩MTL⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷19』(2009)不二出版

- 十五年三月)』沖繩MTL
 廣川和花(2011)『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会
 光田健輔(1935.■)「沖繩縣癩患者救済の急務」『見よこの悲惨 救を待つ沖繩の癩者(日本MTL長島支部パンフレット No.2)』沖繩MTL編[日本MTL後援]⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四巻』(2002)不二出版
 宮川千代子(1936.3)「沖繩旅行記」『日本MTL』第61號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17』(2009)不二出版
 宮川量(1935.■)「沖繩の癩を救へ」『見よこの悲惨 救を待つ沖繩の癩者(日本MTL長島支部パンフレット No.2)』沖繩MTL編[日本MTL後援]⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編 第四巻』(2002)不二出版
 宮川量(1938)「沖繩を無癩縣となす日まで」沖繩MTL編『沖繩MTL報告書 特別記念號(昭和十四年四月-昭和十五年三月)』沖繩MTL
 宮川量(19■)『飛驒に生まれて』新教出版
 森川恭剛(2005)『ハンセン病差別被害の法的研究』法律文化社
 内務省衛生局(1930)「癩予防法ニ関スル法律中改正法律案参考資料」⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編2巻』(2002)不二出版
 那覇バプテスト教会宣教百周年委員会編(1992)『那覇バプテスト教会宣教百周年記念史』那覇バプテスト教会
 中村文哉(2005)『沖繩社会の二つの葬祭儀礼——沖繩のハンセン病問題と「特殊葬法」』『山口県立大学社会福祉学部紀要』第11号、山口県立大学社会福祉
 中村文哉(2015)『沖繩MTLの発足と青木恵哉』『山口県立大学社会福祉学部紀要』第21号、山口県立大学社会福祉
 日本基督教団沖繩教区編(1971)『27度線の南から——沖繩キリスト者の証言』日本基督教団出版局
 日本MTL編(1926.3)『日本M.T.L.』第1號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷16巻』(2009)不二出版
 日本MTL編(1935.8)『日本M.T.L.』第54號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17巻』(2009)不二出版
 日本MTL編(1935.9)『日本M.T.L.』第55號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17』(2009)不二出版
 日本MTL編(1935.10)『日本M.T.L.』第56號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17第』(2009)不二出版
 日本MTL編(1935.11)『日本M.T.L.』第57號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17巻』(2009)不二出版
 日本MTL編(1935.12)『日本M.T.L.』第58號⇒『ハンセン病問題資料集成 補卷17第』(2009)不二出版
 山本俊一(1993)『日本らい史』東京大学出版会
 遊佐敏彦(1937.3)『沖繩紀行——癩問題をたづねて』使命社⇒『ハンセン病問題資料集成 戦前編・戦後編巻』(2002)不二出版

※本文中および参考文献に示された■は不明を意味する。

How Social Rescue for Lepers Actualize at 1930's Okinawa?

Bun'ya NAKAMURA

In this paper, we consider on the social rescue for some crises with leprosy at 1930' Okinawa. Our theme concern to the social relevance between the society "Okinawa Mission to Lepers" (OMTL) and 1930's Okinawan Island. OMTL was organized at 13 May 1935 in Shu-ri Baptist Church by some earnest relieffers ; Takeo HANASHIRO, Danziro HATTORI, Yoshio NOMACHI and others. In chapter 1, we discusse on some institutional structures of OMTL through the analyses of the relevance between the regulations rules of the society "OMTL" and "the Law for Prevention of Leprosy in 1907 and its revision in 1931. The Japanese studies on the social problem of the Hansen's Disease has been regared this law as a discriminational symbols. Its conclusion is fellow: this law had a very negative impact to the social prevention and discrimination for Japanese patients, or robbed of their human right. Not it woud be possible to such states of affair, if this law was operated on them in the line with the some partial application for patients. Though this consideration concerned to the invading patien'ts human rights, this law was constructed to deal with a social rescue for leper in fact. Provided on operating in the line with social rescue for patients, it would be possible to refuge many peoples with Hansen's disease. As a matter in Okinawa, OMTL was possible to realize such a rescue for many Okinawan patients.

In chater 1, at first, we consider on the institutional relevance between the law of OMTL and the laws in 1907, 1931, and on relationship between OMTL's and the regulations rules of the society "Japan Mission to Lepers".

In chapter 2, our theme is the social actions of OMTL from 1935 to 1941, through analyzing the materials on each annual reports of the settlement of account and daily records. Through these considerations, we get some conclutions : the social roles of OMTR were modified by each problems and tasks that yearly by yealy occurred to the patien's interests and prefectural application of Okinawan political affairs. The social actions of OMTR beganed with calling on the raising fund in order to rescue the patient's group of AOKI from the situation without social security. Next mission on the OMTR was the construction of sanitarium "Okinawa MTL Sodan-syo" in Okinawa Island. OMTL was actualized its construction for the patients in Okinawa in very short periods. Its influence on the construction Airakuen has a important meaning for the contemporaliy Okinawa prefecture. After the construction Airakuen, OMTL projected some plans to consolution and preaching for the hospitalized patients. The meaning of this plan and task of OMTL had been developed as a normal work and mission of the society "MTL". In Japan, only OMTL concerned to the construction of sanitarium.

By OMTL brokeed a new horizon in Okinawan politics for many peoples with Hansen's Disease.

Keywords : the society "Okinawa Mission to Lepers", the society "Japan Mission to Lepers", leprosanatolium "Okinawa MTL Sodan-syo", Leprosy Prevention Law, Kunigami Airakuen, Danjiro HATTORI.